

平成25年第4回山江村議会9月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	9月11日	水	本会議	議会議事堂	午前10時	開 会 提案理由説明 議案審議
2	9月12日	木	休 会	村内一円	午前9時30分	現 地 調 査
3	9月13日	金	休 会	議会委員会室	午前10時	議 案 審 議
4	9月14日	土	休 日			
5	9月15日	日	休 日			
6	9月16日	月	敬老の日			
7	9月17日	火	休 会	議会委員会室	午前10時	議 案 審 議
8	9月18日	水	休 会	議会委員会室	午前10時	議 案 審 議
9	9月19日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	一 般 質 問
10	9月20日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	質 討 表 閉 疑 論 決 会

第 1 号

9 月 1 1 日 (水)

平成25年第4回山江村議会9月定例会（第1号）

平成25年9月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 6号 山江村総合行政システム更新に係る調査特別委員会委員長報告
- 日程第 4 議案第40号 山江村子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 5 議案第41号 山江村敬老祝金支給条例の制定について
- 日程第 6 議案第42号 山江村林道管理条例の制定について
- 日程第 7 議案第43号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第44号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第45号 万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第46号 公有財産の取得について
- 日程第11 議案第47号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて
- 日程第12 同意第 1号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
- 日程第13 認定第 1号 平成24年度山江村一般会計決算の認定について
- 日程第14 認定第 2号 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
- 日程第15 認定第 3号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について
- 日程第16 認定第 4号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について
- 日程第17 認定第 5号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
- 日程第18 認定第 6号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

- 日程第19 認定第 7号 平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
- 日程第20 認定第 8号 平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について
- 日程第21 認定第 9号 平成24年度川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第48号 平成25年度山江村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第49号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第50号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第51号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第52号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第53号 平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第54号 平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第55号 平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第1号）
- 日程第30 神園公民館改修に関する要望書
- 日程第31 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書
- 日程第32 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第33 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西 孝 恒 君 | 2番 谷 口 予志之 君 |
| 3番 中 竹 耕一郎 君 | 4番 岩 山 正 義 君 |
| 5番 田 原 龍太郎 君 | 6番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7番 原 先 利 且 君 | 8番 松 本 佳 久 君 |
| 9番 山 本 義 隆 君 | 10番 欠 員 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	横 谷 巡 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	蕨 野 昭 憲 君	税 務 課 長	豊 永 知 満 君
産 業 振 興 課 長	中 山 久 男 君	健 康 福 祉 課 長	山 口 美 敏 君
建 設 課 長	白 川 俊 博 君	教 育 課 長	嶋 原 美 津 子 君
会 計 管 理 者	福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	木 下 久 人 君
代 表 監 査 委 員	菅 野 隆 治 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

平成25年第4回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中にご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

それでは6月14日の定例会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。主なものにつきましてご報告申し上げます。

期間中の議会活動としては、経済建設常任委員会、広報編集特別委員会、山江村総合行政システム更新に係る調査特別委員会、議会運営委員会が開催されております。また、一部事務組合の議会も開催されており、後ほどそれぞれ関係議員から報告があります。議会の事業ではありませんが執行部主催の事業として、7月29日から9月4日まで村内16カ所で村政懇談会が開催されました。今回は私も地区区長さんの許可をいただき、全16区におじゃましましたが、どの会場でも参加された多くの村民の方から村政に関する建設的ないろいろな御意見を賜り、非常に有意義な懇談会でした。各地区平均の出席者数は所帯数でおおよそ50%ほどでしたが、特に16区大川内地区は7割以上の方が参加いただき誠にありがたいことでした。皆さんからいただいた貴重なご提言は今後の村政運営に活かされることと思えます。改めて申すまでもなく村政は村民のために運営されています。どうしたら村民の幸せを実現できるのか、どのようなしたら子どもたちが未来に大きな希望を持って生きることができるのか、いまこれらのことを全村民で考え、これからの村づくり、地域づくりに取り組んでいく必要があると感じた村政懇談会でした。

以上を申し上げまして、議長の開会の挨拶に代えさせていただきます。

次に一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いします。なお、お手元に資料が配付されております。まず、人吉球磨広域行政事務組合議会議員の6番、秋丸安弘議員より報告をお願いします。

○人吉球磨広域行政組合議員（秋丸安弘君） おはようございます。平成25年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

平成25年8月30日10時より開会いたしました、平成25年第3回人吉球磨広域行政組合定例会が平成25年8月30日午前10時より球磨グリーンプラザ大

会議室において開催されました。まず、日程第1、議席の指定でございますけれども、錦町議員二人より辞職願が出されまして、新たに組合議員として選出されました上村辰生議員を10番に、尾方幸治議員を11番に、また、五木村議会の任期満了に伴う改選に伴い新たに組合議員として選出されました田山淳士議員を22番に、山本豊議員を議席を23番に指定し、併せて欠員が生じた組合共同処理の事務に関する調査特別委員会に4名全員が指名されました。

次に、日程第2、会議録署名議員ですけれども、多良木町選出の源嶋たまみ議員と湯前選出の金子光喜議員に指名されました。

会期の決定でございますけれども、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第4、議会運営委員の選任について。五木村議会の任期満了に伴い、改正に伴い欠員となっておりました、委員長の互選が行われ委員に錦町選出の尾方幸治議員、副委員長の人吉市選出の5番委員、豊永貞夫議員が委員長に選出されまして、副委員長に湯前町選出の黒木喜巳男議員が選出されました。

続いて提出議案10件につきまして、一括議題として代表理事から提案理由の説明を受けまして、議案7件を一括して執行部の補足説明を受けたあとに議案とし、質疑、採決を行いました。

議案第12号、人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第13号、人吉球磨広域行政組合人吉ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第14号、人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第15号、平成25年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について。これは510万6,000円を追加いたしまして、26億5,637万1,000円とするものでございます。議案第16号、平成25年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、1,231万1,000円を追加いたしまして、2億4,002万2,000円とするものでございます。これは、スマートインターに関することでございます。議案第17号、平成25年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）でございます。議案第18号、平成25年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補整でございます。認定第1号、平成24年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号、平成24年度人吉球磨広域行政組合人吉ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号、平成24年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算について。この3件につきまして、会計管理者より検査中の説明と代表監査員の決算審査意見書

の報告を受けまして、日程を追加し、平成24年度決算特別委員会が設置され、委員には犬童利夫議員、人吉市、西信八郎議員、人吉市、上村辰生議員、錦町、村山昇議員、多良木町、金子光喜議員、湯前町、池田勝吉議員、相良村、田山淳士議員、五木村、徳永正道議員、あさぎり町の8名が任命されまして、委員長に村山昇議員、多良木町、副委員長に犬童利夫議員、人吉市が選出されました。委員会は閉会中の特別継続審査について、議会運営委員会及び平成24年度決算特別委員会から申し出があった委員会の開催、閉会中の継続審査及び調査申し出書、各委員長の申し出が出されましたので決定いたしました。

以上報告を終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の議員、5番、田原龍太郎議員より報告をお願いします。

○議会運営委員長（田原龍太郎君） おはようございます。人吉下球磨消防組合議会臨時会が開催されましたので報告いたします。平成25年9月5日人吉下球磨消防組合本部の会議場で2時半から臨時議会が開催されましたので報告いたします。

先もって日程第2、議長の選挙についてご報告します。五木村議会出身の山下議長が任期満了に伴い五木村議会が解散しましたので、それに伴い議長の選出を指名推薦により、球磨村議員選出の田代利一氏が選出されました。また、新たに五木村議会より中村俊也議員、そして錦町も任期満了によって、錦町議員より市田昇議員が選出されております。日程第6、議案第1号、人吉下球磨消防組合施設整備基金の廃止について。これは平成7年に、当時の建設省、日本道路公団、消防庁で交わされた高速道路における救急業務に関する覚書に基づいて行われた財政措置に関し、長期トンネルですね、肥後トンネルと、2つ以上の長いトンネルがあるということで救急業務において隊員の増加に伴う支援の資金として、基金とされておりましたが、平成17年に高速道路人吉えびの間が完全4車線になったということで、基金が中止になっております。これについての条例が廃止にされました。議案第2号としまして、平成25年度下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について、995万円を追加しまして17億2,822万2,600円とするものです。また、追加議事日程としまして、議案第3号、人吉下球磨消防組合監査委員の選任についての同意を求めることについて聞かれました。知識経験者、監査委員であった五木村出身の岩田一郎氏の辞職に伴い、新たに錦町出身の東憲一氏が任命されました。原案どおり3議案とも可決しました。

報告終わります。

○議長（松本佳久君） 以上で、一部事務組合の議会の報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。

○村長（横谷 巡君） 皆様、おはようございます。

本日、平成25年第4回議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員皆様方にはお忙しい中、全員ご出席いただき、ここに開催できますこと心から感謝を申し上げます。また、議長には発言の機会を与えていただき誠にありがとうございます。

9月8日早朝、2020年のオリンピック開催が東京に決定いたしました。56年ぶりの2回目の開催となります。7年後の開催であります。東日本大震災の復興と併せ、日本の経済再生に対する波及効果も期待され、日本国民の総力を結集し、世界に向かって日本の新しい姿、日本らしさを演出した素晴らしいオリンピックが開催できますことを心から念願するものでございます。

さて、7月21日に行われました参議院議員選挙におきましては、自民党が安定多数の議席を確保し、衆議院議員の議席と同じくいわゆるねじれが解消され、さらに経済活性化への対策が進められ、安倍政権の経済政策であります金融政策、財政政策、成長戦略である3本の矢の経済政策により、大企業の景気判断は改善が続いているところでございます。しかしながら、景気の明るい兆しは見えるものの波及効果は一部の分野、地域にとどまっており、私たち地方農山村地域の改善の歩みは遅く、地方への恩恵は少なく、今後の国の経済再生に向けた経済対策へ期待をしまいたいと存じます。

本村の現状であります。過疎化、少子高齢化、農林業の疲弊、保健、医療、介護、福祉の問題など生活、暮らしに直結した現実的な課題に取り組んでいかねばなりません。一方、時代を担う人材の育成支援、子育て教育の振興充実やお年寄りの皆様に生きがいと、楽しみをもってどう過ごしていただくかの施策の展開、また、本村の美しい自然や田畑の景観を後世に残し、未来に向かって村の発展と活性化方策を描き、実践に努めていくことが私たちに課せられた大きな使命だと考えています。

それでは、平成25年6月14日以降の諸般の報告をさせていただきます。議員のみなさまのお手元に諸般の報告をお配りをしております。主な物について報告させていただきます。

6月14日サービスエリアプロジェクト提案書提出、5回会議をいたしまして、まとめたものをネクスコ西日本の方に提出をしております。

15日、山江村体育協会総会。

16日、金子代議士を囲む親睦ビーチボールバレー大会、郡市民多くの方が集まって山江村の体育館で開催されております。

6月20日、県道相良人吉線改良貫通促進規制会の総会を山江村で行っております。

す。

6月21日、球磨畜産農業協同組合通常総代会。

6月27日球磨地域農業協同組合通常総代会が須恵文化ホールで行われております。

同じく、27日、県の農業集落排水事業の推進協議会役員会総会が熊本市で開催されております。

6月28日、臨時町村長会議。

7月1日、知事との意見交換会を知事公邸で行っております。これは、球磨郡、人吉、そしてそれぞれの町村の地域課題についての率直な意見交換会でした。

7月2日、県庁織月会が熊本市で行われております。この織月会は人吉球磨出身者が県庁に勤めていると、その集まりであります。今回は8名の本村出身職員が集まってくれました。

7月6日、7日、球磨郡民体育祭の前半の部の球技が行われております。

7月9日、定例町村長会議。

7月12日、区長会議。

7月13、14、郡民体育祭の後半の部が行われております。

7月22から23日、平成26年度管内主軸事業要望を九州地方整備局、福岡市、それから九州農政局、県庁、熊本市にそれぞれ要望をしております。

23日にはソフトボールナイターリーグの開会式、8チームが熱戦を繰り広げました。

7月24日、人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会臨時総会、事務局を人吉市に置くようにということで決まっております。

7月29日、平成25年度の村政懇談会、先ほど議長からお話がありましたように16区から始めております。

7月30日、熊本県南フードバレー構想協議会設立理事会設立記念大会が八代市で行われております。

31日、山江村森林組合総会。

8月1日から2日にかけて上京し、平成26年度の管内主軸事業要望を関係省庁、県選出国會議員のところに陳情要望をしております。

8月8日、川辺川ダム建設促進、球磨川上中流改修、国道445線整備促進、いわゆる3期成会の合同総会があっております。

8月9日、定例会町村長会議。同じく、郡議会議長会との意見交換会を行っております。

8月10日、やまえ夏祭り、多くの方々が来村いただき賑わいを見せました。

8月18日、山江村総合防災訓練、山江村消防団、田原団長以下協力をいただきまして人吉下球磨消防組合、そして、県の防災ヘリ、連携をしながら山江村にマグニチュード6の地震が起きたと、丸岡で林野火災が起きた、万江の屋形山田の尾崎地区、道路が寸断され、負傷者が出、食料もないということから、災害がいつ起こるかわからないということから訓練を行いました。特に防災ヘリが熊本から山江村まで15分で飛んできた、そして負傷者を運ぶ、救援物資を落とすということで大変有意義な防災訓練でございました。

8月19日、平成26年度川辺川土地改良事業についての要望。これにつきましては後ほどお話をしたいと思います。

8月23日、教育委員、村内教職員との懇談会を行っております。

8月24日、親と子のつどい、いわゆる一日父親。今回は宇城市の三角町に行きました。食の大切さ、食の体験というのを直に子どもたちが食をつくり体験し、食育の大切さを学んだところでございます。

8月28日、今後の地域振興に関する意見交換会ということで、球磨地域振興局の局長以下幹部、本村にお出でいただきまして半日、山江村の課題、今後の取り組みについて、施策の展開について率直な意見交換をしたところでございます。

8月29日、村有財産審議会。

8月30日人吉球磨広域行政組合議会定例会。このことにつきましては、秋丸議員から報告があったとおりでございます。

9月2日、山田大王神社屋根修復工事安全祈願祭。このことにつきましても後ほどお話をいたします。

9月3日、議会運営委員会。

9月4日、定例町村長会議。球磨郡市国民健康保険協議会の総会が来ています。この4日の日に村政懇談会一区をもって全て終了をいたしとところであります。

9月5日、人吉下球磨消防組合臨時議会。このことにつきましては、田原議員から報告があったとおりでございます。

9月9日、熊本県教育委員会学校視察。このことについても後ほどふれたいと思います。同じく9日、やまえ産業振興まつり実行委員会、今年は11月16、17日に開催するように決定いたしました。

9月10日、山江村交通指導員会議。ご承知のように飲酒運転の撲滅、安全運転の励行等などの徹底をしようということで、昨晚、行ったところであります。

以上が諸般の報告でございます。

次に少し時間をいただきまして、若干の行政報告を申し述べさせていただきます。

まず、村政懇談会の開催であります。村内全16区の懇談会を7月29日から開催し9月4日に終わりました。住民の皆様と直接対話し、声をお聞きし、迅速に村政に反映する目的からであります。それぞれの地域の課題、要望、意見、提案などたくさんいただきましたが、すぐに実現できるもの、少し工夫すればできること、予算を伴うものに分け、結果については、回覧するようにしています。区長様をはじめ、出席いただきました住民の皆様にお礼と感謝を申し上げます。

それから、平成25年4月末時点の人吉球磨の10市町村の中で、人口が増えているところは山江村だけあります。人吉新聞の記事にも掲載されるところであります。このことは自然環境が良い、交通アクセスが便利、以前からの村営住宅の整備や分譲地造成、それに近年の医療費の中学生までの無料化、子育て、教育環境の充実などの施策に一定の認識と評価が得られた結果ではないかと思えます。昨年度、建設いたしました万江地区村営住宅とコミュニティセンターが、過疎地域における地域の元気と活性化に寄与したということで、国土交通省住宅局の全国表彰を受けることが決定をいたしました。

次に、全国の学力調査であります。このことについては、新聞報道等で掲載されていますし、報道されていますが、本村の小中学校は県の平均を超えています。その中でも山田小学校は県でもトップクラスに位置し、全国レベルでも上位に位置しています。中学校もかなり学力向上が見られます。このことは、村の独自施策である学力充実への取り組みやICT教育の実践、無料の村営学習塾などの学習効果が表れているのではないかと考えています。今後、学力だけではなく心、からだの伴った、児童生徒の育成に努めてまいりたいと存じます。一昨日には、県の教育長、教育委員、行政機関から山田小学校の取り組み、教育の実践について視察が行われました。先進的な授業のあり方、そして子どもと先生方の授業の展開、実践について教育委員の皆様、驚嘆の声をあげておられました。今年は山江中学校、万江小学校にもICTの導入が終わりましたので、山江村全体が小・中あわせて学力向上、先ほども申し上げましたように心もからだも立派になった子どもができるように努めてまいりたいと思います。このことは、何よりも学校長をはじめ各学校の先生方の熱心なご指導とご尽力のおかげだと感謝をいたしているところでございます。

それから、大王神社の拝殿、屋根の保存修理でございますが、平成2年に国の重要文化財に指定され、平成6年から3年間かけて平成の大修理を行っております。しかし、近年の台風等の影響を受けて、拝殿、屋根等の痛みがひどく修理が急務と

なっておりました。その現状を文化庁に調査を依頼、その結果、本年国の補助が付き、9月2日に保存修理工事の起工式、安全祈願祭が執り行われました。本年12月中旬に竣工予定であります。

次に医療費の適正化であります。本村は病気が重傷になってから病院にかかれる人の割合が多いため、1人当たりの医療費が高い傾向にあります。病気の早期発見、早期治療を勧めることから予防対策としての特定健診の受診率の向上に努めてまいりました。その結果、昨年度の受診率は前年度の52%から64.4%と伸びました。最初の申し込みは70%を超えていたんですけども、諸般の都合で最終的には64.4%の受診率でございます。全国1,719市町村がある中で65%を達成している市町村は12市町村でございますので、本村の受診率もかなり全国でも上位に位置しているのかなと思っております。今後さらに、自分の健康は自分で守ることの大切さと意識の醸成と健診率の向上の啓発に努めてまいりたいと思います。

株式会社やまえについてであります。厳しい経営状況の中で、議会の皆様から経営改善についてのご指摘、ご指導等もいただき、内部でできる改善策、第三者機関、県商工会連合会専門員による経営改善指導を受けて、内部・外部の調査指導、問題点、課題点を洗い出し、改善策の取り組みを進めています。この施設は、村民の福祉向上、雇用の場の確保、地域や特産品の情報発信などにおいて、なくすことのできない施設であります。何よりもお客様第一、挨拶、おもてなしの心など接客営業の研鑽と職員の意識改革を進め、役職員一同、危機感をもって利益を得るべく売り上げ増と経費削減に取り組んでまいりますので、村民の皆様のご利用とご協力を切にお願いするものでございます。

次に、川辺川利水事業であります。本年の3月31日で川辺川土地改良事業組合を解散いたしました。安価な水を川辺川から引いてくる、いわゆる国の既設導水路案に大いに期待をかけたわけですが、相良村の土地改良組合からの水利権の同意が得られず、断念をいたしました。事業開始から四十数年、水を待っておられた農家の皆様も農業情勢の大きな変化や後継者問題、特に農家の皆様もお年をめされ、今できることから早くすべきという意識のもと、国営による農地造成地の農地補修や水の手当に係る事業費、平成26年度の概算要求を国へ要望をいたしたところでもあります。

次に、高速道スマートインターチェンジの建設計画であります。本村は、インターチェンジは玄関口にありますので大変便利なのですが、錦町、あさぎり町、多良木町など、いわゆる国道沿いの町村においては不便で、農免道路の渋滞の現状や企業誘致など未来の人吉球磨地域の発展と活性化を考えた場合、どうしても国道沿いにスマートインターチェンジが必要ということで、人吉市の蟹作付近に国道と連結

したE T C専用のスマートインターチェンジが4、5年先の開通を目指し建設の計画が進められているところでございます。

以上、主なものについて申し上げましたが、限られた財源を身の丈に応じたものとし、村民の皆様の生活暮らしの足下に灯を照らすような心の通った村政の推進に努めてまいりたいと考えています。

今議会へ提案いたします議案は、条例の制定及び一部改正6件、公有財産取得1件、人事の推薦同意2件、決算認定9件、補正予算8件の合計26件であります。全議案とも慎重にご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（松本佳久君） これで村長の行政報告は終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（松本佳久君） ただいまから、平成25年第4回山江村議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第117条の規定によりまして、3番、中竹耕一郎議員、4番、岩山正義議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、9月3日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等についての協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。4番、岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） おはようございます。では、報告いたします。

平成25年第4回山江村議会定例会につきまして、去る9月3日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しております。

決定しておりますことをご報告申し上げます。会期につきましては本日11日から20日までの10日間としております。本日開会、提案理由の説明の後、議案審議、12日は休会で午前9時から終日現地調査を行うことにしております。13日は議案審議、14日から16日は休日及び祝日。17日と18日の2日間は休会で

議案審議としております。9日目、19日は一般質問で、終了後散会としております。なお5議員から通告がなされておりますが、発言の順序は通告順で、時間については質問、答弁含めまして60分となっております。10日目、20日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定をしております。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第6号 山江村総合行政システム更新に係る調査特別委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、報告第6号、山江村総合行政システム更新に係る調査特別委員会委員長報告についてを議題とし、委員長の報告を求めます。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。報告いたします前に、先ほど村長からも話がありましたとおり、大変うれしいことがありました。日本時間の9月8日午前5時、56年ぶりに東京オリンピック、あわせてパラリンピックが2020年に決定をしたという、大変喜ばしいことだろうと思います。これにはひとえに高円宮妃久子様ほか関係者の方のすばらしいプレゼンの結果だろうというふうに思います。このオリンピックがさまざまな成長戦略をもたらし、また、これが地域の経済活性化につながることに期待し、あわせてまた日本人の誇りを取り戻すという意味でも大変期待するものであります。

では、報告を申し上げたいと思います。

第6号、平成25年9月11日、山江村議会議長、松本佳久様、山江村議会特別委員会委員長 中竹耕一郎。

山江村総合行政システム更新に係る調査特別委員会報告書。

本事件については、調査の結果、次のとおり決定をしたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、調査の目的、山江村総合行政システムの更新に係る事務処理について不明な点があり、調査をし、その内容を明確にする。

調査の経緯であります。第1回から第5回の委員会を開催しております。第1

回は7月11日、特別委員での具体的な調査事項の検討を行っております。第2回、7月25日、事務処理についての執行部の説明を求めています。3回目の委員会では、8月7日、再度説明をお願いをしたところであります。4回目の委員会、8月22日行っておりますが、執行部の説明により判明した事実の確認を行っております。それから、最後の第5回の委員会ではありますが、8月27日、特別調査委員会調査報告書のまとめ、検討を行っております。

次のページ、調査の結果明らかになった事実ではありますが、まず、3点あります。1つ目、見積書の経緯についてであります。平成23年12月6日付けで、総合行政システム再構築仕様書を示して株式会社RKKコンピューター、株式会社日立情報システム及び日本電気株式会社に対し見積書の提出を依頼してあります。それに対し、平成24年1月6日に日本電気株式会社の辞退を除く2社から見積書の提出があり、その時点で一旦開札をし、決裁を受けてあります。その後、株式会社システム開発から見積書提出の申し出があったため、先に提出した2社に対して口頭にて再提出を求めたが、RKKコンピューターのみが再提出をしたということがあります。

次に、業者決定の経緯ではありますが、業者の決定にあたっては、3社システムのデモンストレーションを実施し、平成24年1月6日に提出をされた日立情報システムの見積書、それから24年4月12日に提出をされた株式会社RKKコンピューター及び4月26日に提出をされた株式会社システム開発の見積書や職員の意見を総合して比較検討し、決定をされております。その結果、平成24年9月26日に第1交渉権を株式会社RKKコンピューターに付与し、平成24年10月4日に御社と契約を締結されております。平成25年3月定例議会における一般質問の答弁について、平成25年3月定例議会の一般質問の中で指摘をされた1億3,759万2,820円の見積書について、当時の総務課長は「議員の手元の資料がどういふふうな資料か私にもわかりかねますが、そういうことは承知しておりません」と答弁をしている。しかし、調査によると、平成24年7月4日に株式会社日立情報システムから事実、見積書を提出されており、当時の担当者は悩みまして、平成24年7月17日に開催をした村長教育長各課長会において資料を提出して、提示をして説明をしております。

事務処理における問題点としてありますが、2点、見積書の経緯についてであります。平成24年3月に再見積もりを依頼をしているが、口頭での指示によるものであり、提出期限などが詳細に伝わっていたかどうかは証拠がないと。それから、業者決定の経緯についてですが、予算成立前で見積書をもって契約決定の根拠としてよいのか、また平成24年7月4日に提出をされた株式会社日立情報システムの

見積書は、村長、教育長を含む課局長会議の内部資料として取り扱いを検討した結果、4月の提出期限までに提出されなかったとして不採用としているが、そのことを文書により不受理として通知すべきではなかったのかということでもあります。

調査のまとめとして、今回、本特別調査委員会の調査において明らかになった事実と問題点を総合的に検討した結果、以下のとおり事務改善を求めるものである。

1、事務執行の時期について。今回の山江村総合行政システム更新に係る一連の事務処理について、予算が成立前の年度の12月と3月に見積書を提出指示し、その見積書をもって契約相手方決定の根拠としていることは、事務処理上適切ではないというふうに思われる。

2番目、見積書の取り扱いについて。提出期限を過ぎた見積書の提出にあたって、担当者は村長、教育長、課長、課局長会議に資料を提出し、協議の結果、期限切れとして不受理としているが、そのことは見積書提出者に通知をされていない。口頭で指示された平成24年4月末日の提出期限を7月と聞いたと主張された場合、その責任を免れない。また、再見積書提出にあたり、1億円を超える見積書であるにもかかわらず口頭で依頼をしており、文書でなすべきであり、今後改善を要する。不受理と決定した会議録なども整備すべきである。決定の経緯、根拠が不透明であるということでもあります。

議会に対しての答弁であります。平成25年3月の一般質問において、議員が質問した1億3,759万2,820円の見積書について、再三にわたりただしたが、当時の総務課長はきっぱりと否定をしている。しかし、見積書は提出をされており、平成24年7月17日に開催された村長、教育長を含む課局長会議で取り扱いを協議されていることから、事実と異なる答弁である。このことは、執行部と議員との信頼関係により成り立っている議会を根底から覆すものであり、このようなことはあってはならないことである。今後、議会に対する答弁については真実に基づき誠意をもってあたられるよう強く要望するものである。

契約事務について。契約については、地方自治法第234条第1項により、売買、賃借、請負、その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結するものと規定されていることから、契約の公平性を確保し、公正な環境のもとで自由かつ適正な価格競争による契約の締結を確保すべきである。その契約の締結にあたっては、何ら疑義の生じることなく処理されるべきである。今後は、法や条例に基づき契約事務が適正に処理されることを強く望み、本特別委員会の最終報告といたします。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第40号 山江村子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第40号、山江村子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第40号、山江村子ども・子育て会議条例の制定について。

山江村子ども・子育て会議条例を別案のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、この条例は、子ども・子育て支援法の公布に伴い、合議制の機関の設置を行う条例を制定する必要があるため提案するものでございますが、政府の社会保障と税の一体改革の一環といたしまして、平成24年8月22日に子ども・子育て関連三法が公布されたのに伴い制定する必要があるため、制定するものでございます。

その一つでございますが、子ども・子育て支援法には、審議会、その他の合議制の機関を設置する努力義務が規定されたところでございますので、本村では子育て当事者の意見を反映していくことにより、このことは大変意義深いものと考え、合議制の機関として山江村子ども・子育て会議を設置するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第5 議案第41号 山江村敬老祝金支給条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第41号、山江村敬老祝金支給条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第41号、山江村敬老祝金支給条例の制定について。

山江村敬老祝金支給条例を別案のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者に対し、敬老祝金を支給し敬老の意を表するとともに福祉の増進を図るため、条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。この内容でございますが、第1条は条例の目的、次に第2条でございますが、支給対象者を定めたものでございまして、住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている方とし、満80歳以上の方に敬老祝金、満100歳に達する方に百寿祝金を支給するといたしております。第3条は、祝金の基準日について規定してるところですが、特に今までは健康な方だけの祝金でございました。ところが、病院に村民であって入院されている方には祝金が支給されておりませんでしたから、80と言えば高齢であります。達者かよか長寿として敬う、頑張っておられたということから、病院に村民であって入院されているならば、当然支給すべきでなかろうかということから、今回入院されておられる方にも80歳に達したときには祝金を支給するようにいたしました。ただ、こ

ここにありますように、住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者というふうにしています。それから、今だんだんと長寿化社会で100歳に達する人が増えてまいりました。今年も1名、100歳に達する人がいるんですけど、今まで全然100歳になったときにどのようなことをするのかというのが決まりがございませんでした。それで、今回この敬老祝金の中に100歳に達した、いわゆる百寿になったときにはこのようなことでやりましょうという規定を設けた条例であります。どうぞよろしく願いいたします。

これは附則として、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第6 議案第42号 山江村林道管理条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第42号、山江村林道管理条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第42号、山江村林道管理条例の制定について。

山江村林道管理条例を別案のとおり制定するものとする。

提案理由、村が管理する林道を適正に管理する必要があるので提案するものであります。今、山江村が管理している林道は10路線であります。延長が1万8,996メートル。本村においては、林道を適正に管理する条例がありませんでした、今まで。今、いつ経験したことがないような災害等が起きますので、災害復旧等対応するときには、やはり管理条例が必要であります。林道の管理を明確にしたものを、今回制定をするために提案するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第7 議案第43号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第43号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第43号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、山江村税条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。このことにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年6月12日に公布されたのに伴い、山江村の税条例の一部を改正する必要があるから改正するものでございます。改正部分につきましては、公的年金からの特別徴収における徴取

額の算定方法の見直しと公社債等の利子、譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当、譲渡損益に対する課税を一体化するというものでございます。

附則として、施行期日につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第8 議案第44号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第44号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第44号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるものでございます。これにつきましても、先ほどご説明いたしました村税条例の一部を改正する条例と中身は一緒でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年6月15日に公布されたことに伴いまして、山江村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正部分につきましては、公社債等の利子、譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当、譲渡損益に対する課税を一本化するというものでございます。

附則として、施行期日につきましては、平成29年1月1日から施行するものでございますが、ただし、1号から7号の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第9 議案第45号 万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第9、議案第45号、万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第45号、万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、本施設の宿泊利用を可能にし、利用者の増加及び地域活性化を図るため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。万江コミュニティセンター、万江川のそばにありまして、非常に夏休み等宿泊の希望がありました。しかし、宿泊の規定がございませんでしたので、今回宿泊利用を可能にするため条例を制定するものでございます。

-----○-----

日程第10 議案第46号 公有財産の取得について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、議案第46号、公有財産の取得についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第46号、公有財産の取得について。

公有財産を次のとおり取得するものとする。

記として、取得する財産の表示、取得の相手方、取得の目的、取得価格、取得所在地、山江村大字山田乙字前田5番、地目、宅地、地籍1,072.71平米、山江村大字山田乙字前田6番の2、宅地、67.37平米。地籍の杭が1,140.08平米、山江村大字山田乙字前田5番、工場倉庫、335.79平米、工場倉庫、826.26平米、工場倉庫16.40平米、床面積計1,178.45平米。取得の相手方、球磨郡錦町大字一武2657の4、球磨地域農業協同組合代表理事組合長、簗毛正勝。取得の目的、公共施設用地。取得価格、1,000万円。

提案理由でございますが、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付する必要があるので提案するものでございます。これは、味園にありますJA、いわゆる栗選果場の跡の宅地と建物であります。本村の中心地にいたしておりますし、やはり農業振興と特産栗の選果を長きにわたって選果した歴史もございます。民間の企業が買いたいということで申し入れがあったそうですから、山江村として当然、県南フードバレー構想等にのった食、あるいは農、6次産業化、中核農家の機械利用、いろいろと幅広く多目的に考えたときに、村で取得をし、議会の皆さん、農業委員会の皆さん、中核認定農家の皆さんと協議をして活用すべきと考えて、今回公有財産の取得を提案するものでございます。よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第11 議案第47号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、議案第47号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第47号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求め

ることについて。

次の者を、山江村人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記として、住所、山江村大字万江甲883番地の1、氏名、中村智代正。生年月日、昭和21年10月26日。提案理由でございますが、任期満了に伴い、引き続き中村智代正氏を適任者として認め推薦したいので、議会に意見を求めるものでございます。中村智代正氏は、5期15年、今職にあたっていただいております。人権思想の普及に努められ、人格、識見とも高く、広く社会事情に通じておられますことから、今回任期満了となり、再度議会の皆様に推薦をお願いするものでございます。

-----○-----

**日程第12 同意第1号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を
求めることについて**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて。次の者を、山江村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所でございます。山江村大字万江甲979番地、氏名、中村直人、生年月日、昭和24年7月13日、任期、平成25年10月1日から平成28年9月30日までであります。

提案理由、現委員中西勝則氏の任期満了に伴い、新たに中村直人氏を適任者と認め選任したいので、提案するものでございます。現委員の中西勝則氏は5期15年務めていただきました。もう高齢ということで本人様から辞退したいという申し入れがありました。万江地区ということでございますので、新たに中村直人氏を提案するものでございますが、中村氏は人格、識見とも優れ適任者と認め、選任、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前 11 時 20 分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

-----○-----

- 日程第 13 認定第 1 号 平成 24 年度山江村一般会計決算の認定について
- 日程第 14 認定第 2 号 平成 24 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
- 日程第 15 認定第 3 号 平成 24 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について
- 日程第 16 認定第 4 号 平成 24 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について
- 日程第 17 認定第 5 号 平成 24 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
- 日程第 18 認定第 6 号 平成 24 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
- 日程第 19 認定第 7 号 平成 24 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
- 日程第 12 認定第 8 号 平成 24 年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について
- 日程第 13 認定第 9 号 平成 24 年度川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 13、認定第 1 号から日程第 21、認定第 9 号まで、平成 24 年度山江村一般会計、特別会計決算の認定及び川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算の認定となっております。

お諮りします。山江村議会会議規則第 36 条の規定により、一括上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。一括上程をいたします。

それでは、日程第 13、認定第 1 号、平成 24 年度山江村一般会計決算の認定について、日程第 14、認定第 2 号、平成 24 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第 15、認定第 3 号、平成 24 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について、日程第 16、認定第 4 号、平成 24 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について、日程第 17、認定第 5 号、平成 24 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について、日程第 18、認定第 6 号、平

成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第19、認定第7号、平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について、日程第20、認定第8号、平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について、日程第21、認定9号、平成24年度川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 認定第1号から認定第9号まで、一括提案させていただきます。

認定第1号平成24年度山江村一般会計決算の認定について。平成24年度山江村一般会計決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため提案するものでございます。

続きまして、認定第2号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について。平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。提案理由でございますが、認定第1号と同様であります。

認定第3号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について。平成24年度山江村特別会計簡易水道事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。提案理由でございますが、認定第1号と同様であります。

認定第4号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について。平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。提案理由でございますが、認定第1号と同様であります。

認定第5号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について。平成24年度山江村特別会計介護保険事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。提案理由でございますが、認定第1号と同様であります。

認定第6号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について。平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。提案理由でございますが、認定第1号と同様であります。

認定第7号、平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について。平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。提案理由でございますが、認定第1号と同

様であります。

認定第8号、平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について。平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。提案理由、認定第1号と同様であります。

認定第9号、平成24年度川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算の認定について。平成24年度川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため提案するものでございます。この川辺川につきましては、今回初めてだと思いますが、事業の精算に伴いまして、剰余金等を村の方に入れていただきました。市町村の負担の割合で。村の監査委員さんが監査を受けたものは議会に認定をいただかなければならないということから、このことを提案するものでございます。

認定第1号から9号までにつきましては、会計管理者から説明をいたします。

○議長（松本佳久君） 福山会計管理者。

○会計管理者（福山 浩君） おはようございます。それでは、平成24年度歳入歳出決算の内容につきまして、概要を説明いたします。

58ページをお願いいたします。平成24年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額32億3,017万4,836円、歳出総額30億1,259万2,659円、歳入歳出差引額2億1,758万2,177円、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、2の繰越明許費繰越額は1,683万8,000円、実質収支額が2億74万4,177円でございます。以下、省略いたします。

次に、60ページをお願いいたします。これは、財産に関する調書でございます。1. 公有財産、(1) 土地及び建物について説明いたします。土地については、決算年度中増減高が合計で34万5,333平方メートルの増で決算年度末現在高が909万885.86平方メートルとなっております。建物については、決算年度中増減高の合計で837.14平方メートルの増で、決算年度末現在高が3万4,658.69平方メートルとなっております。

続きまして、61ページをお願いいたします。(2) 山林の面積については、決算年度中増減高が34万5,333平方メートルの増で、決算年度末現在高の合計が841万5,488.85平方メートルでございます。

続きまして、流木の推定蓄積量でございますが、合計の2,400立方メートルの増で決算年度末決算高の合計が18万6,849立方メートルでございます。

次に、3の有価証券でございますが、前年度と変動なく、決算年度末現在高は3,406万6,000円でございます。

続きまして、(4) 出資による件でございますが、決算年度中増減高がマイナスの2,200万円で決算年度末現在高が495万7,200円となっております。

続きまして、62ページをお願いいたします。2の基金となっております。決算年度中増減高でございますが、1,074万452円の増で、決算年度末現在高が21億7,472万5,521円となっております。内訳ですが、新規が116万1,000円、取崩しが475万3,822円、利子が1,433万3,270円となっております。

次に、その他の基金としまして、決算年度中増減高は利子の1,037円の増で、決算年度末現在高は6,738万5,078円となっております。

次に、貸付金については、株式会社やまえが決算年度中増減高が120万円の減と新規貸付金が1,000万円で、決算年度末現在高は1,350万円となっております。

続きまして、63ページをお願いします。3. 物品となっております。これにつきましては、車両の増減はなく、チェーンソー1台購入としまして、決算年度末現在高は94台となっております。

以上が一般会計でございます。

次に、85ページをお願いいたします。平成24年度国民健康保険事業の実質収支に関する調書でございます。歳入総額6億458万5,934円、歳出総額5億5,136万5,523円、歳入歳出差引額5,322万411円、実質収支額5,322万411円でございます。

次に、86ページをお願いいたします。財産に関する調書で、(1) 基金でございます。国民健康保険財政調整基金で、前年度末現在高はゼロで、決算年度中増減高は新規の積み立てで5,000万円、決算年度末現在高は5,000万円でございます。

以上が国民健康保険事業でございます。

次に、98ページをお願いいたします。平成24年度簡易水道事業の実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億2,947万901円、歳出総額1億1,379万8,517円、歳入歳出差引額1,567万2,384円、翌年度へ繰り越すべき財源、2の繰越明許費繰越額が2万6,000円、実質収支額が1,564万6,384円でございます。

次に、99ページをお願いいたします。これは財産に関する調書でございます。まず、1. 公有財産、(1) 土地及び建物について説明いたします。土地建物については移動がなく、前年と同じく土地が8,745.63平方メートル、建物が318.85平方メートルでございます。

続きまして、(2)の基金でございます。簡易水道事業財政調整基金で、決算年度中増減高は利子の8,492円の増で、決算年度末現在高は1,595万9,259円でございます。

続きまして、(3)物品でございます。小型乗用を前年度に引き続き1台保有しています。

以上が簡易水道事業でございます。

次に、112ページをお願いいたします。平成24年度農業集落排水事業の実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億6,821万6,099円、歳出総額1億5,759万864円、歳入歳出差引額1,062万5,235円、実質収支額は1,062万5,235円でございます。

次に、113ページの財産に関する調書をお願いいたします。1. 公有財産、(1)土地及び建物について説明いたします。土地及び建物については移動はなく、前年と同じく土地が6,645平方メートル、建物が896.85平方メートルでございます。

続きまして、(2)の物品でございます。小型乗用を前年度に引き続き1台保有しています。

以上が農業集落排水事業でございます。

次に、130ページをお願いいたします。平成24年度介護保険事業実質収支に関する調書でございます。歳入総額4億5,244万4,172円、歳出総額4億4,020万7,006円、歳入歳出差引額1,223万7,166円、実質収支額は1,223万7,166円でございます。

次に、131ページをお願いいたします。これは財産に関する調書でございます。(1)基金につきまして、前年度中増減高が利子の3万7,153円の増で、決算年度末現在高は3,414万3,525円となっております。

以上が介護保険事業でございます。

次に、142ページをお願いいたします。平成24年度後期高齢者医療の実質収支に関する調書でございます。歳入総額3,111万9,501円、歳出総額3,032万9,215円、歳入歳出差引額79万286円、実質収支額は79万286円でございます。

以上が後期高齢者医療事業でございます。

次に、154ページをお願いいたします。平成24年度ケーブルテレビ事業の実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,667万2,068円、歳出総額4,187万5,137円、歳入歳出差引額1,479万6,931円、実質収支額は1,479万6,931円でございます。

以上がケーブルテレビ事業でございます。

次に、164ページをお願いいたします。平成24年度工業用地等造成事業の実質収支に関する調書でございます。歳入総額292万420円、歳出総額137万8,630円、歳入歳出差引額154万1,790円、実質収支額は154万1,790円。

上記のとおり精算しましたところ、相違ありません。

平成25年7月1日、山江村会計管理者、福山 浩。

審査の結果、相違ないものと認める。

平成25年8月9日、山江村監査委員、管野隆治、同じく谷口予志之。

上記のとおり監査委員の審査に付したところ不都合がないので、議会の認定に付します。

平成25年9月11日、山江村長、横谷 巡。

次に、160ページをお願いいたします。これは財産に関する調書でございます。1. 公有財産、(1) 土地及び建物について説明いたします。土地建物については移動はなく、前年と同じで、土地が1万6,173平方メートル、建物が1,711.66平方メートルでございます。

以上が工業用地等造成事業でございます。

以上で、一般会計から7つの特別会計の歳入歳出決算書の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、川辺川総合土地改良事業の決算書をお願いいたします。平成24年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計歳入歳出決算の内容について、概要を説明いたします。

5ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入金額6,155万4,000円、歳出金額5,786万2,000円、歳入歳出差引金額369万2,000円、実質収支額は369万2,000円。川辺川総合土地改良組合の解散に伴う財産処分に関する協議により、平成24年度決算に伴う歳入歳出差引残額については、関係市町村の負担割合に応じて関係市町村に帰属する金額、山江村は66万4,603円、負担割合は18%となっております。

次に、財産に関する調書は、1. 建物、庁舎506.25平方メートル、車庫・倉庫で162平方メートルとなっております。

以上で、平成24年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計歳入歳出決算書の概要説明を終わらせていただきます。

-----○-----

日程第22 議案第48号 平成25年度山江村一般会計補正予算（第2号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第22、議案第48号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第48号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第2号）。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,147万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,748万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第48号について説明いたします。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入。

7 地方特例交付金、1 地方特例交付金523万円を減額するものです。

8 地方交付税、1 地方交付税、普通交付税7,204万8,000円を追加するものです。

13 国庫支出金、1 国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金667万円を追加し、2 国庫補助金、農業費及び総務管理費で1,202万円を追加し、総額1,869万円を追加するものです。

14 県支出金、2 県補助金、民生費及び農業水産業費県補助金で81万6,000円を減額し、3 県委託金、総務費及び土木費県委託金で9,000円を追加し、総額80万7,000円を減額するものです。

16 寄附金、1 寄附金、ふるさと応援寄附金105万円を追加するものです。

17 繰入金、1 繰入金、財政調整基金3,000万円を減額するものです。

18 繰越金、1 繰越金、前年度の繰越金8,529万8,000円を追加するものです。

19 諸収入、3 受託事業収入、農業者年金業務委託手数料1万4,000円を追加し、10 雑入、消防団員安全装備品整備等助成金55万7,000円を追加し、総額57万1,000円を追加するものです。

20 村債、1 村債、臨時財政対策債及び公共土木施設災害復旧費債で15万円を減額するものです。歳入合計、補正前の額に補正額1億4,147万円を追加し、28億6,748万3,000円とするものでございます。

2 ページをお願いします。歳出。

1 議会費、1 議会費16万5,000円を減額するものです。

2 総務費、1 総務管理費、公有財産購入費ほかで1,305万6,000円を追加し、2 徴税費354万7,000円を減額し、3 戸籍住民登録費、使用料及び賃借料ほかで11万2,000円を追加し、5 統計調査費、財源組み替えによるもの

で、総額962万1,000円を追加するものです。

3 民生費、1 社会福祉費、国庫支出金返還金ほかで129万4,000円を追加、2 児童福祉費、設計委託料ほかで239万1,000円を追加し、総額368万5,000円を追加するものです。

4 衛生費、1 保健衛生費、工事請負費ほかで769万6,000円を追加するものです。

5 農林水産業費、1 農業費、農道改良工事ほかで1,264万6,000円を追加し、2 林業費、林業改良工事ほかで505万9,000円を追加し、総額1,770万5,000円を追加するものです。

6 商工費、1 商工費、温泉センター管理運営費ほかで33万5,000円を追加するものです。

7 土木費、土木管理費、修繕料ほかで29万6,000円を追加し、2 道路橋梁費、村道改良工事ほかで1,565万円を追加し、総額1,594万6,000円を追加するものです。

8 消防費、1 消防費、消防団員用消耗品ほかで105万7,000円を追加するものです。

9 教育費、1 教育総務費208万1,000円を減額し、3 中学校費、スクールバス運行費ほかで40万円を追加し、4 社会教育費8万6,000円を減額し、総額176万7,000円を減額するものです。

3 ページをお願いします。10 災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、村道災害復旧工事ほかで1,450万円を追加するものです。

12 予備費、1 予備費7,285万7,000円を追加するものです。

歳出合計、補正前の額に補正額1億4,147万円を追加し、28億6,748万3,000円とするものでございます。

4 ページをお願いします。地方債補正。「第2表 1 追加」起債の目的、公共土木施設災害復旧債。限度額330万円。起債の方法、普通貸し付け。利率、償還の方法は記載のとおりです。「2 変更」起債の目的、臨時財政対策債。補正前の限度額1億400万円。起債の方法、普通貸し付け。利率、償還の方法は記載のとおりです。補正後限度額1億55万円。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第23 議案第49号 平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第23、議案第49号、平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第49号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,004万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,304万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、議案第49号についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入でございます。款9繰入金、出産育児一時金繰入金84万円を追加するものでございます。款10繰越金につきましては、平成24年度繰越金5,220万3,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額5億1,000万円に5,304万3,000円を追加し、5億6,304万3,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款2保険給付費、出産育児諸費126万1,000円を追加、葬祭諸費9万円を追加するものでございます。款11諸支出金、平成24年度退職者療養給付金超過交付額返還として396万5,000円を追加するものでございます。款12予備費4,772万7,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額5億1,000万円に5,304万3,000円を追加し、5億6,304万3,000円とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第24 議案第50号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算
(第1号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第24、議案第50、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第50号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,817万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第50号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入。歳入については、平成24年度決算確定に伴う繰越金217万2,000円の追加でございます。歳入合計1億3,600万円に補正額217万2,000円を追加し、1億3,817万2,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出。歳出の主なものは、1 総務費、1 総務管理費、給料10万8,000円を減額し、予備費220万8,000円を追加するものでございます。歳出合計1億3,600万円に補正額217万2,000円を追加し、1億3,817万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第25 議案第51号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第1号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第25、議案第51号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第51号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,534万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第51号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。歳入。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入。歳入については、平成24年度決算の確定に伴う繰越金334万7,000円の追加でございます。歳入合計1億5,200万円に補正額334万7,000円を追加し、1億5,534万7,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出。1 総務費、1 総務管理費、給料10万円を減額し、2 農業集落排水事業費、2 農業集落排水施設管理費、施設点検料80万円の追加としまして、予備費264万7,000円を追加し、追加するものでございます。歳出合計1億5,200万円に補正額334万7,000円を追加し、1億5,534万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。



日程第 26 議案第 52 号 平成 25 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算
(第 1 号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 26、議案第 52 号、平成 25 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 52 号、平成 25 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,223 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,223 万 6,000 円とするものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 議案第 52 号についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 8 繰越金、平成 24 年度繰越金 1,223 万 6,000 円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額 4 億 7,000 万円に 1,223 万 6,000 円を追加し、4 億 8,223 万 6,000 円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款 5 諸支出金、国庫支出金と過年度分返還金等として 1,185 万 2,000 円を追加するものでございます。款 8 予備費 38 万 4,000 円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額 4 億 7,000 万円に 1,223 万 6,000 円を追加し、4 億 8,223 万 6,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。



日程第 27 議案第 53 号 平成 25 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 27、議案第 53 号、平成 25 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 53 号、平成 25 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,274 万 1,000 円にするものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 議案第53号についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入でございます。款4繰越金、平成24年度繰越金74万1,000円を追加するものでございます。歳入合計3,200万円に74万1,000円を追加し、3,274万1,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款4予備費74万1,000円を追加するものでございます。歳出合計3,200万円に74万1,000円を追加し、3,274万1,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第28 議案第54号 平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第28、議案第54号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第54号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ523万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,723万円とするものでございます。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第54号についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」。歳入。4繰越金、平成24年度からの繰越金523万円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額4,200万円に、補正額523万円を追加し、4,723万円とするものでございます。

2 ページをお願いします。歳出。1総務費、使用料返還金として6,000円を追加するものでございます。4予備費522万4,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額4,200万円に補正額523万円を追加し、4,723万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第29 議案第55号 平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第29、議案第55号、平成25年度山江村特別会

計工業用地等造成事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第55号、平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第1号）。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第55号について説明いたします。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」。歳入。2 繰越金、平成24年度からの繰越金21万6,000円を追加するものです。歳入合計、補正前の額200万円に、補正額21万6,000円を追加し、221万6,000円とするものでございます。

2 ページをお願いします。歳出。2 予備費21万6,000円を追加するものです。歳出合計、補正前の額200万円に補正額21万6,000円を追加し、221万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第30 神園公民館改修に関する要望書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第30、神園公民館改修に関する要望書を議題とします。

お手元に配付しております要望書のとおり、公民館改修に係る財政支援の要望書でございます。

-----○-----

日程第31 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第31、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書でございます。

-----○-----

日程第32 道州制導入に断固反対する意見書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第32、道州制導入に断固反対する意見書を議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、道州制導入に断固反対する意見書でございます。

-----○-----

日程第 3 3 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 3 3、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項の規定により、議員を派遣しようとするときは本議会の決議が必要であることから、会議規則第 1 1 9 条の規定により、配付してあります議案のとおり議員を派遣するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後 0 時 0 4 分

第 2 号

9 月 1 9 日 (木)

平成25年第4回山江村議会9月定例会（第2号）

平成25年9月19日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 西 孝 恒 君

2番 谷 口 予志之 君

3番 中 竹 耕一郎 君

4番 岩 山 正 義 君

5番 田 原 龍太郎 君

6番 秋 丸 安 弘 君

7番 原 先 利 且 君

8番 松 本 佳 久 君

9番 山 本 義 隆 君

10番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君 教 育 長 大 平 和 明 君

総 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君 税 務 課 長 豊 永 知 満 君

産 業 振 興 課 長 中 山 久 男 君 健 康 福 祉 課 長 山 口 美 敏 君

建 設 課 長 白 川 俊 博 君 教 育 課 長 嶋 原 美 津 子 君

会 計 管 理 者 福 山 浩 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 下 久 人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（松本佳久君） 本日は、会期日程、日時第9の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、5名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、9番山本義隆議員より、1、林業政策についての通告が出ております。

山本義隆議員の質問を許します。9番山本義隆議員。

山本義隆君の一般質問

○9番（山本義隆君） おはようございます。9番議員、山本です。通告に従い一般質問を行います。

山江村の総面積は、約1万2,100ヘクタールと言われており、そのうち90%以上は山林です。ですから、山江村の振興・発展を考える場合、林業政策は非常に重要な意味を持っているものと考えています。山林、林業は、経済林として木材の生産をしていますが、その他に二酸化炭素を吸収し、酸素を生産する機能や、水源をかん養して、下流に水を供給する機能、動植物生態系の維持、保全など、地球環境保全のために非常に有利な多目的な機能を持っています。日本国政府も地球環境保全に多くの影響を与える森林の機能に着目して、全国の山岳地帯、山村地帯をもっと大切にする政策を打ち出すべきだと考えております。もちろん、山江村も約1万ヘクタール以上の膨大な山林、森林の活用に真剣に取り組まなければなりません。

そこで、質問の第1番目に、山江村内の所有型態別の森林面積はどのようになっているか。そして、その中でも村有林、県有林、公有林、いわゆる村有林の面積はどのようになっているかについて、担当課の説明をお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） おはようございます。ただいまの山本議員の御質問につきまして、説明させていただきます。まず、形態別でございます。所有でありますけど、個人有についてが約7,518ヘクタール、社有につきましてが約946ヘクタール。村有につきましては783.63ヘクタール、県有林につきましては、91.6ヘクタール、国有林につきましては約1,260ヘクタール、合計で1万599ヘクタールとなっております。村有林面積につきましてははですね、本年の3月末ということで、ただいま783.63ヘクタールと申し上げました。山江村森林面積の約7.4ヘクタール、所在についての説明でございますけど、北のほうから五木村に隣接する万江今村地域の東側、球磨村に隣接する水無地域の西側、横手地域、柳野地域、山田地区におきましては、萩地域、下払、大平地域、新層地域でございます。県有林の面積は、先ほど約91.6ヘクタール、山江村森林面積の約0.86%で万江水無地域の東側の村有林に隣接している1カ所のみです。国有林面積は、約1,260ヘクタールで、山江村森林面積の約11.9%です。万江大川内地区の東側、五木村、相良村に隣接する仰鳥帽子山一帯、万江、葛地域の西側、球磨村との隣接地域、そして、西川内、下払地域と万江藤渡瀬、横手地域に囲まれた三尾山以南の地域でございます。面積並びに位置につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本佳久君） 山本議員。

○9番（山本義隆君） 山江村では年々村有林を購入して面積を拡大しています山江村の政策といたしまして、村有林の面積を拡大することには私も賛成です。

今年、私たち下払地区の水源地の民有林32ヘクタールを山江村で購入していただき、私たちも借り受け人たちにも感謝しているところです。

ところで、先ほどの県有林、国有林、山江村にどのような恩恵を与えていますか、山江村の林業政策について、国有、県有が持つ長所、短所についてはどのように考えておられるか質問をいたします。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） ただいまの県有林、国有林が山江村に与える長所、短所ということでお答えさせていただきます。長所としましては、県有林及び国有林については、それぞれの行政の予算が確保され、適正な制御管理が行われてまして、村土の保全に寄与されていると考えます。

また、行政、知識の豊富な職員が配置され、計画策定から森林施業において、他の森林所有者や事業者への模範となることが期待できます。なお、国有林野においては、山江村森林事務所の宅地を含め、固定資産税の代わりに国営資産と所在市町村交付金は毎年交付されています。ちなみに、平成24年度は192万3,900

円が交付されてます。短所としましては、県国有林については、県並びに国が管理しており、周辺の民有林、村有林と一体となった効率的な施業ができず、面的なまとまりから除外せざるをえなくなるようです。立ち入りは難しい国有林野はイノシシやシカなどの有害鳥獣のすみかとなっているようで、こちらの対策のほうが短所かと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本佳久君） 山本義隆議員。

○9番（山本義隆君） 山田小学校校歌の最初の出だしは、「三尾山の峯の朝風に」ですが、国有林の中でも山江村の中心部に位置する通称、三尾山国有林の224ヘクタールは、西川内や下払、大平、横手、鳥屋、淡島にも近くいわば私たちの里山と呼んでもよい森林団地です。団地内には昭和16年に山江村の先輩方が汗を流して記念植樹をし、長年下草払いなどの手入れをされてきた70年生の分収林もあります。国の都合もあるでしょうが、私は山江村として国有林の払い下げを国に申請し、村有林として末永く山江村で管理することが山江村の発展につながると信じています。山江村として、三尾山国有林が224ヘクタールの払い下げ申請をする考えはないか質問いたします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） おはようございます。今朝朝早くですね、三尾山を眺めてきました。三つ尾根があつて、少し裾野のほうが伐採してありますから、少し緑が減ったなあという感じを持って、今日山本議員が三尾山の国有林の払い下げ取得についての考えを通告してもらってましたから、そういう思いもあり三尾山をしっかりと見てきたところでございます。今お尋ねのように、小学校、中学校、三尾山は校歌に歌われていますように、山江村民にとって慣れ親しんできた愛着のある山でございます。その裾野から山頂まで広がる国有林について、この村で村有林として取得する考えはないかというお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

森林は、長期的な施業計画のもとに森林整備など林業経営計画が求められます。三尾山国有林は木材の供給などの林業生産活動、それから水源のかん養など自然環境の保全、そして山崩れや土砂災害の防止、地球温暖化防止、有害鳥獣被害防止など、地域の産業や暮らし、これを支えるだけでなく、貴重な動植物をはぐくむ森林環境の形成に大きく寄与し、山が大部分を占める我が村にとりまして、地域の多面的機能を維持し、森林、林業の活性化を図っていく上で、大きな意義があり、村民にとっては国有林とは言え、かけがえのない森林財産であります。ご指摘のように、三尾山国有林に隣接する民有林32ヘクタールを地元の皆様の強い要望、意見等もいただき、水資源として昨年購入させていただきました。また、国有林の中には村と国の間で分収林契約をしましたスギ、ヒノキ、4.2ヘクタール、70年生

の見事な立派なスギ、ヒノキが存在をしています。これらを一体化して、森林整備し、経営していくことも大切なことであります。昨今の林業情勢、本当に厳しいんです。厳しいこの林業情勢では一個人や会社が林業や森林へ投資をすることがしにくい今状況下にあります。以前は山持ちは金持ちと言われていましたけれども、その山そのものがどうなるかと、先が描けないと非常に苦しんでおられる。

そういった中で、豊かな里山、言われましたように山田の中心、国有林でもだいたい国有林は奥に存在しているんですけども、三尾山国有林は本当に山田の里のすその里山に位置している中心に位置している国有林であります。この国有林を環境、将来を見据えて環境と共生した森林財産として、次の世代に残すこと、このことも私たちに課せられた大きな使命ではないかと考えています。

三尾山国有林払い下げ取得につきましては、相手がいることですから、国の動向等も意向等もあると思います。村のため、そして村民のため、この2つのためになる村づくり、山づくりを進める中で、大局的な判断、大局的な判断を要する重要な案件だと私は思っています。そういった中で、森林活用を図る政策として、山江村政の一大方針として、議会の皆様、森林関係、地域住民の皆様など関係者の皆様と十分な意見、協議、このようなことを踏まえ、重ねながらご指摘のように大切な山、224ヘクタールございます。このことにつきましては、山江の山づくりの将来のこともありますし、今近年のいろんな有害鳥獣、災害等、今のままで国有林としての維持管理でいいのか、山江村の一番大切なところにある山として、村有林として取得して山江で守って後世に伝えるのがいいのか、このことは今申しましたように十分検討協議を重ねながら前向きに進めてまいりたいと思っています。

近々10月初めに、国有林野所在市町村長を集めて、国有林野に対しましてのいろんな意見、要望等を述べる機会がありますので、このことにつきましては、三尾山の国有林の払い下げについてということは、私のほうから国のほうに要望を聞くと、どのような条件があるのか。果たしてできるのかということ意見を述べるように申し入れさせていただいております。貴重な私は山に対する意見として、真摯に受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松本佳久君） 山本議員。

○9番（山本義隆君） 山江村としても国有林の払い下げに取り組むとの決意を聞き、うれしく思います。私も議員各位に相談して山江村議会としても、この実現に動きたいと思っています。私は長年の仕事で生計を立ててきました。森林組合の造林事業、地拵えなどいろいろと請け負いを10数年やってきました。その仕事はきつくて危険ですが、額に汗を流す労働とはいわない限りは、自然の中で働けるものと、良い仕事だと思います。今、林業情勢が厳しい中で、個人での林業経営はなかなか難

しい状況ですが、そこを山江村の大きな政策として村有林を拡大し、これを適正に管理することで、酸素や水を補給し、地球環境も守り、なおかつ若者の雇用の確保にもつなげれば山江村の発展につながるはずです。一日も早く国有林の払い下げが実現できますことを願って一般質問を終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、7番原先利且議員より、1、風しん予防接種について、2、通行の安全確保についての通告が出ております。

原先利且議員の質問を許します。7番原先利且議員。

原先利且君の一般質問

○7番（原先利且君） おはようございます。7番議員原先が2点ほど質問いたします。

まず、風しん予防接種費用の一部助成についてお尋ねをいたします。今年は全国的に風しんが大流行をしました。予防接種を受けておられない妊婦の方は、さぞかし心配されたことだろうと思います。なぜなら障害を持って生まれてくるのではないかと、病院に尋ねましたら抗体検査等4,000前後、接種料1万500円、約1万5,000円ほどかかります。景気は上向きにと報道されますが、地方はまだまだです。また、子育て中の方は、なかなか厳しいものがあると思われれます。子どもを望んでおられる夫婦の方を対象に、これは任意ではありますが、希望されたら費用の一部を助成ができないでしょうか。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。国立感染研究所の調べによりますと、今年1月から9月4日まで、全国の風しん累積患者数は、1万3,947人で、昨年同期と比べますと約10倍と、近年にない規模で流行しています。同時期の人吉球磨圏域では、20人の風しん患者が発生しています。3月末から4月に発生が集中しており、5月以降は1人のみの発生となっています。また患者は、30代から40代の男性の割合が高くなっており、予防接種歴がない方となっております。妊娠された方が風しんに感染することによって、胎児が目や耳、心臓に障害などが出る先天性風疹症候群で生まれる可能性があります。これを予防するには、ワクチン接種が有効であることから、本村では、風しん予防接種助成を計画しています。

予防接種補助対象者といたしましては、接種日に19歳以上の山江村民で、未婚のパートナーを含む妊婦の夫、そして接種日に19歳以上の山江村民で、妊娠を予定、または希望している女性と、その夫としています。また、助成額はMRワクチ

ン1万円程度の接種費用全額補助を計画しています。これに伴う予算額を今議会一般会計補正予算案第2号に計上いたしております。ご決定を賜りますと、平成25年10月1日から風しんの任意予防接種費助成に取り組みたいと存じます。以上です。

○議長（松本佳久君） 原先利且議員。

○7番（原先利且君） ぜひ助成のほうをよろしく願います。また、少子高齢化と言われる昨今、子どもは将来の村の宝でもあります。生まれてくるであろう子どもたちのためにもよろしく願います。

次、2点目、通行の確保ということですが、2点目は県道、村道上のかぶり木の除去について、以前も質問があり、除去については努力されておられますが、まだまだ不十分です。村内を往来される方は、地域住民の方々です。雨や風で枝折れ、倒れたりしたら、バイク、自転車、歩行者の方は身体に被害を被ることが考えられます。本来は、地権者の方が除去されるのが当然なんです、高齢化、そして一個人では除去できないのが現状だろうと思われま。もし、事故等が起きたら間に合いません。厳しい財政ではありますが、地域住民の方々が安心・安全に往来できる環境をお願いできませんか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、通行の安全確保ということにつきましてお答えいたします。村道上のかぶり木の状況を所有者任せでなく、村ができないかということでございますけれども、ご承知のように、村道などの維持管理につきまして、事故がないように整備補修、修繕等を行い、村道の道路敷き等も年に2回ほど除草作業を行っているところでございます。

議員ご質問の交通安全確保の道路上へのかぶり木の除去の件ですけれども、確かに近年道路内に垂れ下がっている木々や枝木等が覆い被さり、また、枯れ木の落下などもありまして、道路交通の安全面からも危険な箇所が見受けられるところがございます。先ほども申されましたように、基本的には、地権者の方々が自ら伐採処理をするのが原則でありますけれども、樹木の太木化、それから高所の作業が困難であったり、また、高齢化により対応ができなくそのままになっているのが現状かと思われま。

しかしながら、道路管理者として道路に支障を来す木々、交通事故を未然に防ぐためにも、道路の高木伐採、それからかぶり木の支障木伐採は行わなければならないと思っているところでございます。今年度は、当初予算へかぶり木の伐採委託費を計上し、現在まで村道4路線ほど作業を実施済みで、作業を行っております。さらに今回、9月議会の補正予算にも委託費の追加をお願いしているところでござい

ます。今後も通学路や交通量の多い路線など、道路交通安全上から危険なかぶり木がですね、ございましたら現地調査を確認し、地権者の同意を得て、積極的に支障木の伐採を行いたいと考えております。その際には、関係者のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。以上で終わります

○議長（松本佳久君） 原先利且議員。

○7番（原先利且君） 特にこのかぶり木につきましてはですね、通学路上のかぶり木を最優先に実施していただきますようお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（松本佳久君） 議員各位にお願いします。質問でありますから、あくまでも質問に徹していただきたく思います。要望やお願いや、お礼の言葉等は慎んでいただきますようお願いしたいと思います。

谷口予志之君の一般質問

○議長（松本佳久君） それでは、次に、2番谷口予志之議員より、1、林業の振興についての通告が出ております。谷口予志之議員の質問を許します。2番谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） おはようございます。それでは、2番議員、谷口より通告書に基づき質問をさせていただきたいと思っております。

今回質問する林業の振興につきましては、平成24年3月の定例会におきまして、村長の掲げる5つの基本政策の中の林業の振興策について、村長の方針等をお尋ねしたところでございます。今回は、その林業の振興について、もう少し具体的に質問をしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

まず、山江村の森林の所有形態につきましては、先ほど山本議員の質問の際、面積、内容等については回答されており、重複をするところもあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

今回、私が申し述べる数値等につきましては、熊本県が出しております熊本県民有林資源調査所の平成25年度版の資料により説明をしたいと思っております。また、数字につきましては、四捨五入して言いますので、先ほどの答弁と誤差が出ることもあるかと思っております。それでは、山江の森林面積のほうからいきたいと思っております。林野面積のほうからいきたいと思っておりますけれども、山江村の林野面積は1万600ヘクタール、国有林が1,260ヘクタール、民有林が9,340ヘクタールで山江村国土といえますか、山江村の土地が1万2,121ヘクタールありますので、87%の林野率となっているところでございます。国有林を除きました民有林の蓄積は、全体で270万立方、その内訳は、人工林ではスギが2,640ヘクタールで

110万4,000立方、ヒノキが2,230ヘクタールで80万2,000立方、松150ヘクタールで3万8,000立方、クヌギが220ヘクタールで4万6,000立方、その他での人工林ですけれども、50ヘクタールで2,000立方です。人工林面積5,290ヘクタール、蓄積が199万2,000立方で、天然林ほか4,050ヘクタール、蓄積が70万8,000立方となっております。

民有林に対する人工林の占める割合は、面積で56.7%、蓄積では73.8%とかなり充実をしてきております。また、スギ、ヒノキの齢級別構成につきましては、8齢級、これは36年生以上でございますけれども、スギが面積で約80%、蓄積が89%、ヒノキではスギと若干落ちますけれども、面積で71%、蓄積が83%となっております。主伐期を迎えている森林が大半を占めているようでございます。このように、森林は年を追うごとに充実し、成熟をしてきております。このような中で、除伐、間伐等の整備が必要な森林の森林整備実績、これは下刈りから枝打ち等まで間伐、除間伐を含めてでございますけれども、自力で行われた方もおられると思いますけれども、今回、森林組合の実績から見てみますと、平成22年で約212ヘクタール、23年で231ヘクタール、24年で240ヘクタールと少しずつではありますけれども、年々増加はしているようでございます。

しかし、スギ、ヒノキの人工林面積が4,870ヘクタールあり、平均してみますと、年間の森林整備実施率は5%ぐらいしかないと思います。まだまだ施業が少ないのではないかというふうに感じるわけでございます。

近年の気象関係の報道を見てみますと、これまでに経験したことのない大雨とか、巨大な竜巻等発生というように、異常気象が多く発生しているように思われます。手入れが遅れている森林は、このような気象災害に弱く、このままだと、大規模な森林災害の発生が大変心配されるところでございます。このような中で、森林整備率が5%ぐらいと言いましたけれども、充実している人口造林等の森林整備を推進する上で、どのようなお考えをお持ちかお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの谷口議員の質問につきまして説明させていただきます。森林は、水資源のかん養、土砂崩れ等の山地災害の防止など、さまざまな公益的機能を有し、最近では地球温暖化防止対策の大きな柱として二酸化炭素を吸収する働きも注目されております。

しかし、森林がその公益的機能を十分に発揮するためには、その成長の過程に合わせて適切な手入れをすることが重要です。効率的、計画的な除伐や間伐は利用価値の高い木の生産や病虫害の発生抑制、下草の成長を促す役目を果たすなど重要な作業です。このような作業の支援として、国・県・提案型集約化や森林作業道開

設などの路網整備を進め、林業の採算性を高めることによる適切な森林整備のための支援を実施、山江村も補助金、補助率の増加を図っています。

議員のおっしゃられる森林整備率が約5%程度での推移では、森林のさまざまな公益的機能を発揮できかねます。手入れの遅れによって懸念されます森林災害の発生率が高くなり、大規模災害につながる事が予想されます。間伐や保育の標準的な方法を行っていただくための造林補助事業には、森林経営計画の樹立が不可欠となります。この森林経営計画の策定には、面積要件があり、小規模な森林経営者だけでは、この面積要件を満たすことが難しいので、集団化が必要となります。山江村としましては、この集団化及び森林経営策定の支援を今後行っていきたいと考えます。以上でお答えとさせていただきます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 今答弁の中で言われたとおりでございますけれども、森林にはさまざまな公益的機能を持っております。その公益的、多面的機能が十分に発揮できる森林をつくることはもちろんでございますけれども、最終的には価値ある木材を育てるというのは目標ではないかなあというふうに私は思っています。

森林整備につきましては、今課長言われましたとおり、国・県の補助制度があります。その補助制度もいろいろと前と見直しがされまして、今までと変わったような感じがします。森林施業プランナーを育成し、今言われました森林計画を樹立し、作業共同化や提案型集約化施業を推進していくような制度に変わってきているように思います。

後でもふれますけれども、森林計画樹立につきましては、先ほど課長答弁されましたように、これは補助率もよく、森林整備を実施する大きな手だてになる計画ではないかなというふうに思っております。よく調べてみますと、この計画樹立にもいろいろと制約がありまして、村内全域をカバーすることは不可能のようでございます。この森林整備計画、森林経営計画ですか、が樹立できない地域につきましては、なんか新たに特定間伐等推進計画を作成すると補助金が出るというような制度もあるみたいでございます。そういうことで、行政が親身になって考えてもらい、財源の確保を始め、人が暮らしていく上で必要不可欠な緑と水をはぐくむような森林整備の推進により、村内全域が整備できるような計画にしていきたいと思っております。

次に、森林整備を実施するにあたっての補助金関係について質問をいたしたいと思っております。間伐等の森林整備を行うとして、山江村の林家は統計では、保有山林1ヘクタール以上持っておられる方が164戸というふうになっておりますけれども、林業後継者が減少し、高齢化により、自分の山を自分で整備するという林家は

かなり少なくなっているのではないかと思います。先ほども言いましたように、森林整備につきましては、国・県の補助制度を活用し、整備をされております。平成25年度より森林経営計画を樹立した団地につきましては、通常の補助率68%に、県が12%上乗せし、80%の補助率というようなことになってるようでございます。しかし、この森林経営計画を樹立された団地は、山江村では今のところ万江の柚ノ木川内と、屋形の2団地のみで、その他がまだ68%の補助と聞いております。また、作業道につきましても、68%の補助はありますけれども、これも森林組合の施業なんですけれども、補助事業による開設は22年度から24年度まで調べましたところ、平均で年の3,900メートルぐらいとなっているようでございます。3,900メートルの中には、全額補助分も含まれておりますけれども、負担金が伴う部分については、ほとんどが公有林の作業道というふうに聞いております。このようなことで、私有林に開設をしたくても、木材価格の低迷によりまして、作業道で出てくる支障木では、その補助金の残額ですね、これをまかなうことができないと、だからなかなかできないのが現状だと思っております。このようなことを踏まえまして、間伐については定かではありませんけれども、確か昔だったと思いますけれども10%の村の補助があったと思っております。作業路につきましては、平成7年か8年頃だったと思いますけれども、受益者負担率は5%になるように、村の上乗せ補助がありました。

しかし、現在は、受益者負担率は10%になっております。こういうことで、上乗せ補助をしていただいているということにつきましては、大変感謝をしているところです。その受益者負担率が5%の時につきましては、先ほどの支障木の売払代金で負担額をカバーをできまして、かなりの開設延長がありました。除伐、間伐についても、手入れができず放置された森林がかなりあります。間伐にせよ、主伐にせよ、木材価格が低迷しております。生産経費の削減につながる作業道はなくてはならないものだと思います。それで、今後、山江村としまして、その森林整備や作業道開設に補助金の上乗せをするお考えはないかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの村の上乗せの補助はということでのお尋ねにつきまして説明させていただきます。まず現状について説明させていただきます。間伐につきましては、国・県の範囲数、在籍数に応じた定額補助、受益者の方々は32%の負担となっています。また単県事業を活用しまして、搬出にかかる経費の助成、1立米あたり4,200円を行っております。

作業道につきましては国・県合わせての補助率68%に、村の補助率22%を加

算して90%の補助事業とし、受益者の方々は10%の負担となっています。

議員のおっしゃるように、作業道開設において、平成7年に農林業振興のため受益者負担率を5%にした経緯があったようです。しかし、平成19年三位一体の行政改革による補助金等の適正化の必要性から、平成20年4月から現在の受益者負担10%に再度変更になりました。しかし、現在の森林整備の進捗率から考えますと、路網の整備は不可欠となります。特に森林作業道の開設は、経費削減や労働時間短縮になります。受益者負担率を5%に切り下げることについて、関係部署と検討させていただきたいと考えます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 20年の4月から10%になったというようにございます。木材価格について、ちょっと調べてみたんですけども、その受益者負担率が5%になった時期、平成7、8年ですけども、見てみますと、木材の価格というのがスギが4メートルの14から22センチで、大体1万8,000円から2万円、ヒノキが同じく14センチから22センチで3万5,000円から4万円程度しておりました。最近の価格を見てみますと、スギでは同じ4メートルの14から22では、今現在ではよかって1万1,000円から1万2,000円すればいいほうと、もう安いのになつたら8,000円ぐらいしかないというようなことです。ヒノキにつきましては、1万5,000円から1万6,000円、これもいいヒノキであって、悪いものは1万円程度というようなことで、かなり下がっております。このようなことで、森林所有者の作業道をつくる時の負担はかなり大きくなっております。そこで、村長は前お尋ねしたときに、林業の振興を力を入れるというふうなことでございましたけれども、そのところはどのようなふうにご考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 農業、林業は本村の基幹産業であります。しかし、昨今の国の流れ、国の政策によって政権党の交代もあり、実態、農家の皆さん、林家の皆さん、それに翻弄されているということでもございます。しかし、それはそれとして、やはり身近な足元対策として、市町村でできることは市町村できちんとしなければならぬと、今、谷口議員からご指摘のところ、私二つ感じました。

一つは、森林の施業計画の立案について、この計画をつくるのは大変なんです。よ、本当に大変です。これができないと補助はできないとですから、普通の林家の方は、もうギブアップ、やっぱり後継者がいたり、少し知識がある方はできますけれども、そこをどのように行政担当課が切り込んで応援をしてやるか、ここが足りない面もあると思います。行政、森林組合、林家の方が一体となって、よく話し合

って、どのような林業経営を今後していくか、厳しいですから、どのように助成をいただくかと、そういうことをつくり上げる。ここをもう一步、担当課、森林組合等、ちょっと協議、検討してみたいと思います。

それから、2点目、確かにですね、作業道の開設、以前は5%でした。これはですね、やはり今日も山本議員さん、谷口議員さんから林業について、質問を受けています。本当に林業は、今大変な時期です。喫緊の課題がたくさんあります。そういった中で成熟した森林を使って、切り出してどうにか家庭の生活、暮らしにしたいと思うけれども、切ったならば赤字、どうにもなりません。そこでどうするか、やはり作業道、この道はないと経費の維持管理の削減はできません。自分の山を自分で切って出すならば、どうにか少しは収入がある。しかし、道はないともう全然役に立たない。放置をしておかなければいけない。放置をすると、近年の集中豪雨等で災害が起きる。有害鳥獣の被害も高いということですから、逆の作用が生じてくる。やはり、公的な助成は、その時の時代のことを見て、公平に調整していくことが必要。作業道で道をつくるときに、支障木に当たれば木材価格が高かったから、その価格で負担が十分に払われていました。ところが、今は木材価格をご承知のように、本当にパルプとの値段より部分的にすると安い、だから、もう支障木もあてにならない、ですから、私はちょっとこここのところもですね、やっぱり行政のほうが本当に林家のためになる助成、昔のままに行政改革で5%から10%に下げたからということそのままと継続するのじゃあないし山は逆に悪くなっているから、その部分をどのように少し応援してやってやる気、元気、出てくるか、そのところを考えると、この10%をやはり5%ぐらいに見直しをして、そして、林業をなさる方を応援していくということが必要ではないかなというふうに思います。このことにつきましても十分、今林業の実態とか後継者、林業をなされている方々の意見等も聞き、また森林組合と実際に作業道をされる組合の意見等も聞きながら検討させていただければと思います。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 村といたしましても、林業の振興、助成策につきましては、さまざまな助成措置をしていただいて、大変ありがたいことだなというふうには思うところでございます。ただ、今言いましたとおり、村長もお答えいただきました林業の採算性を高めるには、そういうようなことで、作業道関係、特に大切なものだと思っております。

今の林業につきましては、かなり疲弊をしまして、危機的状況にあることはご承知のとおりでございます。植栽をしましてから伐採、お金になるまで40年、50年と長期の年月がかかります。その伐期になっても、切って売ってもかなり低い価

格で採算性が悪いと、しかし、よい木材を生産するには、森林整備というのは、先ほど言いましたとおり、公益的も踏まえながらも必要不可欠なことだと思います。そういう実態をご認識いただきまして、ご検討いただきたいなというふうに思っています。

最後に、林業従事者、また後継者の対策ということで、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。林業従事者、後継者対策というのは、人それぞれ、家庭それぞれでございますので、非常に難しいものだと思います。しかし、山江村の基幹産業である農林業、これを衰退させないためにも、避けては通れない対策の一つではないかというふうに思います。山江村内で林業をなりわいとする団体、生産活動とかやっている団体でございますけれども、現在森林組合を含めまして、2団体か3団体か、またそれらの団体で働く林業従事者の方も年々高齢化しつつあります。またこれも森林組合を例にとりますと、現在森林組合のほうでは31名の方が森林整備の現場作業に従事されております。その平均年齢も58歳となっているようでございます。これは作業道関係、若手の作業班員がおるわけですがけれども、それを除きまして、造林や木材搬出、そういう作業をされている方でみますと、平均年齢はかなり上がりまして、63歳というふうに高齢化をしているところでございます。

あと林家の後継者対策につきましては、林業は3K、危険、きつい、きたないと言われる作業条件を踏まえ、林業経営が危機的状況の中では生活にかかわる問題でもありますので、林家の方につきましても、後継者を育てるといのはなかなか難しいものがあると思います。このような難しい対策ではございますけれども、やはり基幹産業というのをうたっていく以上は、そのようなことで、林業従事者とか、林家の後継者対策についてどのような考えを持っておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） ただいまのことにつきまして、答えさせていただきます。林業従事者の高齢化、山林保有者の後継者問題については、林業を基幹産業とする本村にとっては重要な課題の一つでございます。林業については、大変厳しい現況下にあります。村内の事業体も廃業しているところがあります。ベテランの林業従事者は、今までの経験と知識を有し、大変高い技術を持っていらっしゃいます。その技術を伝え残すにも、新規就業者を確保していくことは、大変大事なことでございます。

本年度から村としまして、新規就業者の支援対策として、新規に就業するのにふさわしい機材等の購入に対しての補助を行うようにしております。林業機械等の購

入につきましては、新規者の場合には2分の1、既従事者の場合には、4分の1以内、上限が10万とさせていただきます。

また、技術や知識を習得するための研修や講習会等の授業料の助成2分の1以内、上限が4万とさせていただきます。もあわせて行っていますので、ご利用をお願いしたいと思っております。さらに、林業事業体の経営基盤を強化することにより、そこで雇用される林業従事者の福利厚生面の向上を図る目的として、労働保険、退職金共済制度、雇用保険加入の掛け金等の支援も行っております。掛け金の内の事業体負担分の3分の1とさせていただきます。人材確保につきましては、村内はもとより、UターンやIターンを含め、林業に従事したいという方を広く募集し、雇用していく方法もあるかと思えます。

林家の後継者対策については、個人的な部分にも入っていきますので、一概には申せませんが、昨今の林業を取り巻く状況では、林業を生計として営んでいくには大変厳しいものがあります。木材加工の低迷や、生産コストの高騰を考えますと、木材生産だけでの収入では、生計が営めません。よって、短期収入を確保していく必要があります。短期的な収入源となるワサビや竹の子、しいたけなどの特用林産物との複合的な経営を支援するため、鳥獣害防止柵設置への補助も行っております。関係補助として、重点振興作物のしいたけ、竹の子、木炭等の加工、流通、安定生産施設整備への補助事業があり、山江村も補助支援させていただきます。大変厳しい時代でございます。山江村の方も多種多様、助成等を考えさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） この林業従事者後継者対策、これは林業に限らず、農業も大変なんですね。現在、林業の労働者は全国的一緒で、本当に高齢化が進んでいます。ですから、この対策をどうにかせよといっても本当に難しいです現状は、私は先ほど言いましたように、国策で農林業には目を向けないと、離れていましたから、もうどうにもならない状況ですね。このことは、上に対してしっかりと物を言っていきますけれども、農業、林業に限らず、農業で働く人、林業で働く人、後継者担い手をどのようにしていくか、本当に私はこれは大変な課題だと思います。

林業についてのお尋ねですけれども、本当に山であのきつい仕事をして、生計をして、後継者、担い手をつくっていくというのは、本当に今の現状では難しい。しかしながら、山は絶対に守らなければいけない宿命であります。私たちは山の村として、ですから、とりあえずできることは、山で働く人の就労条件、労働条件、これを少ししてやる。このことは、議会の皆様もご理解いただきましたように、社会保障の充実制度を今年度からスタートさせていただきました。そしてから、やっば

し作業道をつくる。そして、木を切るのも、もう手作業じゃなくて機械力ですから、やはり機械化の導入、そしてそれを運転する技術者の育成。また、その他一般育林等の作業においても、やる気を出す自分たちが地球環境を守る大切な仕事をしているんだよという意識付けのもとに、若い人も少々きつこばってんか生活安定ができるような楽しみ、やる気のある体制をつくっていく、やはりこのようなことが大事ではなかろうかなと、それと一方では、うちの村は非常に小規模の林家が多いから、もうこのままでは山も放置されるだけ、だったらどうするか、農業と一緒に集積化、集約化とか、共同管理をしてやる気のある人をお願いをしていくと、そしてからもう一つは、うちは兼業農家が多いから農業振興とタイアップ、農業振興も併せながら山のほうもしていく、共同して複合していくようなことが、これは大切かなと、農業のほうにおいても、非常に専業は少ない、やはり兼業中心です。山にしても一部の人しか先ほど言いましたように、森林施業計画をつくって補助をもらう人は部分的、だったら小規模農家もそのようなことでしていったらどうかというふうに思います。

そして、もう一つは、木材の価格が安いから、これではどうにもたっていかならばどうするかというと、副収入を得る道を探らなければならないというのは特用林産物ですよ、特用林産物、これがやっぱり有害鳥獣とか高齢化で、なかなか今収入の道が切られていますから、これをどうにか育成、林業振興奨励していかねばならない。それは、先ほど課長が言いましたように、ワサビとか、あるいは竹の子、しいたけ、ゼンマイ、その他もろもろあるかもしれません。また、ダラノメとか、コシノアブラ、こういった特殊な山菜等もありますから、こういう山江にある特徴なものを奨励作物としてつくり上げていく。こういったことをして、少しでも収入を複合経営ですることによって、後継者担い手が、これだったら暮らしができるというふうに基盤をしてやらないと、今のままではちょっと先が見えないかなというふうに思います。まさしくご指摘のとおり、今足元の対策をしっかりと実践して、基盤をつくる時が来ているなと思います。そしてこのことは、やっぱり皆様方と協力して、国のほうに向かって今の農林業の実態、政治の目を農業、林業に向けていただきたい。確かにT P P問題などありますから、やはり農業、林業を捨てては駄目だと思います。農業にしても、林業にしても、ある程度の自給率、林業は20%なんですよ、自給率が、80%は外材輸入なんです。やはり50%ぐらいは、自給率を高めて、残りの部分を経済的な貿易、世界的なグローバル化の中で、やりあってしていくというふうにしないと、肝心の食料、木材等がですね、外国に頼っているのは駄目だと思います。そういったことから、私たちができることは、しっかりと、また、担当課にも叱咤激励して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 今、村長の方から一応検討するというようなことで、お答えをいただいたところでございますけれども、事業体の従事者育成とか、林家の後継者対策というのは、言われるとおりに、非常に厳しいものがあると思います。先ほどから言っておりますように、山江村の森林も成熟をいたし、伐期を迎える森林が多くなってきております。こういうあとの森林整備とか伐採、現在働いておられます林業の従事者とか、後継者、先ほど課長も言いましたとおりに、豊富な経験や知識、高い技術力を持っておられます。そういうものを後々に伝え残すためにも、それぞれの関係機関、国・県には要望しながらと、ほかそれぞれの機関等は一体となりまして、対策を立てて、一人でも多くの後継者林業従事者は残るように、増えるように対策を講じていただきたいと思います。また、先ほど言われましたように、短期的な収入が得られる特用林産物、とかの開拓にも力を入れていただければと思いますので、これで質問を終わります。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時15分とします。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に4番、岩山正義議員より1、財政調整基金の積み立てについて、2、買い物弱者等の対策について、3、児童生徒の学力及び体力についての通告が出ております。

岩山正義議員の質問を許します。4番岩山正義議員。

岩山正義君の一般質問

○4番（岩山正義君） おはようございます。それでは、通告書に従いまして質問いたしますので、よろしくお願ひします。4番議員、岩山です。よろしくお願ひいたします。

それでは、財政調整基金の積み立てについて通告をいたしております。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡調整や不時の出費に備えるため、決算剰

余金が生じた年度に積み立てておく資金と理解しております。基金積立の目的と、効果について質問をいたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。財政調整基金積立の目的と効果はということでございますけれども、財政調整基金は、先ほど岩山議員申されましたとおり、年度間の財源の不均衡をならすための積立金でございます。地方自治法及び条例に基づき設置をしております。財政に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための基金でございます。

経済事情の著しい変動等による財源の不足、災害の発生等により緊急を要する大規模な公共工事、長期的な財源育成のための財産取得、地方債の繰上償還などの財源に充てることにより、財政の安定化を図る効果があると思っております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） それでは、次に、本村の財政規模による積立金の安定といえますか、目標額について質問いたします。山江村の財政調整基金積立額は、22年度9億5,287万2,000円、23年度、9億6,614万3,000円、24年度、9億7,246万3,000円と、若干ですが、年々増加しております。健全税財政運営が堅持できているものと思っております。

近年、日本各地で地球温暖化による異常気象の影響ではないかと言われている豪雨や、また竜巻災害、またいつきてもおかしくないと言われる。南海トラフ大地震などの報道もあっており、いつ災害がくるか予測がつかない状況で、緊急で多額の支出を要する災害の発生が予想されます。本村の財政規模で、安定額といえますか、安心だろうという財政の積み立ては、どれぐらいの額を考えておられるか質問をいたします。

○議長（松本佳久君） 岩山議員、24年度の財調基金積立額をもう一回言うて下さい。

○4番（岩山正義君） 24年度は、9億7,246万3,000円。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。積立金の安定目標の目安といましては、積立金現在高比率というものがございます。この比率は標準財政規模に対し、財政調整機能を有する基金であります財政調整基金、減債基金の積立金現在高の割合をいうものでございます。この数値が40%を超えますと、健全な団体であるというふうに判断できます。山江村の平成23年度の標準財政規模約19

億700万円に対しまして、積立金現在高が、財政調整基金減債基金を合わせまして、約12億7,900万円でございまして、比率にして約67.1%となります。この数値は40%で見た場合の7億6,280万円を大きく上回っております。県内45市町村の数値をみましても、3番目にランクされる数値でございまして、標準財政規模での安定目標額に到達しているというふうに考えております。

しかしながら、先ほど議員申されましたように、全国各地で豪雨災害や竜巻災害などが発生しておりまして、いつ本村でも災害が発生するか予測がつかない状況でございます。また、これから先公共施設の老朽化によります改修など多額の財源が必要となることも予想されます。各種事業を進めていく中で、そのような緊急的な財源の確保に対処するためにも、今後も引き続き安定した基金の造成に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 次に、地方財政法によりますと、地方公共団体は、各会計年度において、決算剰余金を生じた場合は2分の1を下らない金額の積み立て、または地方債の償還の財源に充てなければならないとなっておりますが、これについてどのように考えておられるか質問いたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。地方財政法第7条第1項の規定に、決算剰余金のうち2分の1を下らない金額を翌々年度までに積み立て、または地方債償還の財源に充てなければならないとあります。また、地方財政法施行令第47条の規定には、地方財政法第7条第1項の剰余金は、当該年度において、新たに生じた剰余金から当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除して、これを計算するとあります。さらには、地方自治法第233条の2において、各会計年度において、決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないとあります。

本村は、以上の規定を適用いたしまして、本村の決算剰余金のこれまでの取扱いにつきましては、翌年度の予算に繰越金として全額編入しているところでございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 平成23年度の剰余金を見ますと、2億7,100万円ありましたが、24年度決算では、説明がありましたとおり、全額が基金のほうの積み立てではなくて、繰り越しに充てられ、利子のみの積み立てとなっております。

先ほど言いましたが、全国各地で豪雨災害や、最近は竜巻災害が起きている現状で、本村にいつ災害が来てもおかしくない状況であるので、剰余金の有効活用とし

て、財政調整基金、減債基金の法に基づいた積み立てをするべきだと私は思っております。

続きまして、4番、4番といいますか、次には基金の積み立てについては、ご存じのとおり、地方自治法、山江村財政調整基金条例により、翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるとなっておりますが、この条項の今後の運用についての考えについて、質問をいたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。確かに決算剰余金を、翌年度に繰り越さないで基金に編入しますと、確実に積み立てることができるかと思っております。しかしながら、実際に財政運営を行ううえで、年度末につきましては、当該年度の国、県の補助金等の交付及び起債の入金がなされていない時期に、多額の支払いが多く、剰余金の全部又は一部を基金に積み立てたり、地方債の繰り上げ償還の財源に充てることは困難な状況でございます。現段階では、会計年度において、歳入歳出の決算剰余金が生じたときは、全額繰り越しして、翌年度の財政運営の状況を見ながら、基金に年度途中で積み立てることを考えております。しかしながら、今後は確実な基金積み立てを確保するため、可能な限り決算時に剰余金の一部を基金に積み立てることも視野に入れまして、効果的な財政運営の健全化に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 基金への編入運用は、先ほど言われました地方自治法、山江村の基金条例に基づき、長期的な財政運営の健全化を図るときということで、中身に書いてございます。ただ、先ほど言われました予算にはあって金額ないという、そういうことが確かに国庫補助とか、県の補助が後からくるというのはあります。しかし、そのためにですね、予算書の中には一時借入金ということをやっております。一般財源で2億円までは借り入れができるということでですね、そういったことを活用することで、基金の積み立てはですね、確実に積み立てられる、私は思っております。

次に、買い物弱者の対応について通告をしております。全国では、食料品など、日常の買い物が困難な状態に置かれている人は、これは経済産業省調べですが、推計で約600万人いると言われております。買い物弱者は地方だけでなく、都市部においても家族環境によっては起こりうる問題です。原因の一つには、地域の店舗がなくなったことにより、郊外型の大型スーパーの出店や、人口減少や住民減少によって小さな店舗がなくなったことにより、店までの交通手段の問題や高齢者に多い体力的な問題があると言われております。今現在は、買い物や通院について不便

を感じてなくても、自分が高齢になり身体が衰えたらどうでしょうか。決して他人ごとではないと思います。山江村には70歳以上の独居及び高齢者のみ世帯が170数世帯おられます。これから年々増加していくであろう移動手段が困難な買い物弱者や通院困難者などの支援策を行政としてどのように考えておられるか質問いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。国においても、買い物弱者は今後ますます増えると予想され、大きな課題としてとらえられています。そのような中で、本村では、健康で自立した生活を営んでいただくために、移動手段が困難な買い物弱者に対する支援策の検討を進めたところでございます。山江村内の商店は、日用品等を購入する場所としてのみならず、地域コミュニティの場として果たしているその役割は大きいものがあることから、山江村商工会と行政の連携による買い物弱者対策を進めることとし、まず買い物弱者について実態調査、買い物支援サービスニーズを把握することから取り組んだところでございます。平成24年3月時点で、75歳以上の独居、高齢者のみ世帯は104世帯でございました。移動手段が困難な方々は、この中にいらっしゃると思定し調査に入りました。調査にあたっては、より実情を正確に把握することに努め、単にアンケート用紙の配布、回収という方法を避け、104世帯すべてを訪問し、面談による聞き取り調査を実施したところでございます。調査の結果は正直意外なものでございまして、調査内容の中で、買い物に行く手段をお尋ねしたところ、自家用車と回答された世帯は4割程度でしたが、買い物に困っている世帯は見受けられなかったことでございます。その理由としては、村内の小売店から商品を届けてもらっている世帯や、人吉市内のスーパーの配達サービスを利用している世帯、また、軽度生活支援サービスでホームヘルパーに買い物を依頼している世帯が見受けられました。

また、移動手段を有しない多くの方も自分で買い物を楽しみたい意向が表れた結果となり、平成18年に運行を開始した「まるおか号」や、外出支援サービスは買い物や通院に多くの方に利用をされています。このように移動手段を有しない高齢者に対して、社会福祉協議会や村内商店、地域の方々、そして行政によるそれぞれの取り組みがされている背景を考えると、既に一定の買い物、通院支援が機能しているのではないかと存じます。

しかし、今後も少子高齢化の急速な進行に伴い、生活環境などが刻々と変化していることや、本村の少ない店舗、無医村であることの地域性を考慮した通院や買い物支援について、常に村民の皆様のニーズを的確にとらえた必要な政策を図ってまいります。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 買い物弱者については、昨年に75歳以上の独居高齢者のみ世帯すべてを訪問し、面談による聞き取り調査を実施されて、買い物に困っている世帯は見受けられなかったということのようでございます。既に村内の人吉市内の商店からの配達サービスを利用している世帯、ホームヘルパーに買い物の依頼をしている世帯があるということで、一定の買い物や通院支援が機能しているようでございます。今後も少子高齢化を視野に入れ、常に村民のニーズを的確にとらえた施策をとっていくということでございますので、大いに期待しております。以上で、この件については終わりたいと思います。

次に、児童生徒の学力及び体力の現状について通告をしております。2013年度全国学力テストの都道府県別平均正答率の結果が公表されております。都道府県別公立では秋田、福井県が上位を占めまして、熊本県は全国平均を上回り、おおむね中位の結果ということの報道がっております。今議会の村長の行政報告の中でも全国学力テストに触れられ、本村の児童生徒は、県の上位に位置する成績であり、学習効果が現れているとの話でございます。そこで、学力テストの公表については制限等があるかと思いますが、できる範囲内で本村の学力がどれぐらいの位置にあるかということについて質問をいたします。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） 本村の児童生徒のいわゆる全国学力テスト、正式には全国学力学習状況調査というんですが、のことについて、現状をご報告いたします。まずもって、この全国学力テスト、いわゆるですね、本年度は4月24日に実施されました。25年度は、きめ細かい調査をされました。この調査はですね、平成19年から始まっています。悉皆（しっかい）調査、いわゆる全員の調査と、それから抽出調査にわかれながらしておりましたが、今年度はきめ細かい調査ということで、従前の調査よりも少し詳しく調べた調査です。調査対象は、小学校6年生と中学校3年生、本村は小学校6年生が39名、中学3年生が36名でございます。調査内容はですね、教科に関する調査は国語、算数、数学です。その中で、主として知識に関する問題、通称A問題といいます。それから、活用に関する問題、B問題といいます。それと、先ほどきめ細かい調査と言いましたが、生活習慣や学校環境に関する質問紙調査も行われております。これは児童生徒に対する調査、それと学校に対する調査が行われております。

本村の児童生徒の現状ですが、先ほど議員からもちょっとありましたように、それぞれの教育委員会の判断で、公表をするということになっております。ただし、個々の学校名を明らかにした公表はしてはならないということです。したがいまし

て、本村の小学校、中学校ともですね、熊本県、全国と比べて非常に高い位置にあります。特に小学校は、全国平均、熊本県平均よりもですね、10ポイントから20ポイント、項目によつての高いクラスで今回の調査は行われました。中学校も4、5ポイント、それぞれの全国あるいは熊本県と比してですね、高い数値を出すことができました。

もう一つ注目することは、先ほど言いましたように、質問紙による結果なんですが、70項目ほどあるんですが、例えば朝ご飯を食べてきましたかという調査もあります。私が非常にうちの子どもたちのこの学力の背景にあるものですよ、この高い結果を出した背景にあるもので、例えばですね、「学校に行くのは楽しいですか」という設問がありまして、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」というのは、小学校の場合、100%でした。中学生は91.9%でした。ところが県はですね、小学校の場合、87.6%、全国が85%です。中学校が、県が83.3%、全国が80.5%です。もう1点、「将来の夢や目標を持っていますか」、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答えた本村の子どもたちは、小学校で94.9%、中学生で83.8%、これは県でですね、小学校は88.8%、全国で87.7%、中学校で73.3%、全国で73.5%です。こういうのを、ここがですね、私はいわゆるペーパーテストという大変ですが、の背景にある原因じゃないかなという具合にとらえたところですよ。課題もあります。一つがですね、公表のあり方について、静岡県で今いろいろ話題になっておりますが、このことはですね、いわゆる学校別に学校名を明らかにした公表というのはしている市町村、教育委員会もあるようです。ただこのことをですね、今、アンケート等がありまして、11月に文科省で学校別の成績を公表することの可否を決められるんだそうです。そのことをちょっと注意しながら、今見守ってるところですよ。第2点ですが、この調査は6年生と中学校3年生なんですよ、だから非常にその学年によってということもあると思いますので、私どもは2学期の終わりごろにあります県の学力調査、3年生以上、中学生が参加していきます。それと、3学期に行われます標準学力テスト、これは全学年ですよ。知能テストも含めてですね、この三つのテストをやっぱり総括的に見て、うちの山江村の子どもたちの学力というのを的確につかむ必要があるのかなという具合には思っております。以上です。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） どうもありがとうございました。先ほど言われましたとおり、いろいろ静岡県のこと、今朝もやったですかね、夕べやったですかね、そういうことでみておりました。そういったことで、ありがとうございました。次に、全国から見る本村の小中学生の体力の現状について質問いたします。全国体力テストにつ

いては、たぶん小学生は5年生、中学生は2年生を対象に毎年実施されていると思います。現在の児童生徒は、昔とといいますか、三、四十年前に比べると、体格的には大きくなっている。運動能力は逆に少し低下しているんじゃないかというふうに聞きます。テレビゲーム等に夢中で外で遊ばず、部屋で過ごす時間が長いのも一因ではなかろうかと聞いております。少子化の影響もあり、遊びたくても相手がいないなどで昔のように外で走り回ったり、ボール投げをして遊んだりする子は、今はあんまり見ないような気がします。食べ物は良くなっているのに体力が劣る子どもが若干ですが多いとは聞いておりますが、本村の児童生徒のですね、体力に関する現状について質問をいたします。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） 本村の児童生徒のいわゆる体力の問題ですが、1学期中にですね、今議員ご指摘のとおり、小学校5年生と中学校2年生を対象にこのテストが行われました。ただ、まだデータを出した段階でですね、結果が返ってきておりませんので、そのことについては、まだ結果がわかっていませんので、はっきり申し上げられませんが、毎年4月から5月にかけて各学校では、いわゆる体力テストというのをやっております。その結果から本村の児童生徒の体力について述べさせていただきます。総合的にですね、県の平均があるんですが、それと比べても上回っている種目が多ございます。種目はですね、握力、上体起こし、それから長座位体前屈、こっから曲げるやつですね。それから反復横とび、それからシャトルラン、いわゆる持久走ですね、それから50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げとありますが、一つ山田小学校の例を挙げますと、こういった形で結果、これは今年度なんですけど、今年度の結果を出して、その対策もつくっておられます。山田小学校の場合ですね、少し筋力等、いわゆるソフトボール投げ、投力といいますか、そこは少し県平均より落ちているようでございます。確かに最近はなかなかソフトボール、庭とか、ちょっとした広場、学校運動場でボール投げをする子どもたちが少なくなって、あんまり上手じゃないなという具合に私も感じておりますが、そういった子どもたちの趣向の面でですね、少しそういった、この場合では投力が少し弱いのか、山田小の場合はですね、という具合には思っております。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 次に、学力、体力向上対策について質問いたします。

教育の振興について、平成23年度から教育ICT地域情報通信技術の活用実践に取り組んでおられ、その学力向上の効果は目を見張るものがあります。今後もICT教育の推進を図り、特徴ある学力の向上に努められるということであります。

また、3校連携のもと、学校、家庭、地域が連携し、子育てを行うコミュニティ

スクール推進委員会を設置し、地域に根ざした学校づくりの推進、また小学生対象の夏休み学習や英会話教室、中学生を対象に、放課後や長期休業中の村営学習塾等を継続して進め、学力の向上を図られております。

また、運動面でも学校の部活動も盛んだと聞いております。また社会教育により、各部熱心な取り組みをされておりますが、先ほどの学力や体力テストの結果を教育委員会としてはですね、どういうふうにとらえられ、分析され、今後の向上対策をどのように考えておられるか質問をいたします。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） 先ほど、学力、体力の本村の児童生徒の現状を述べさせていただきましたが、非常に良好にですね、知・徳・体ともに調和のとれた児童生徒が育っているという具合に感じています。それはですね、やっぱり学校の先生方です。それと、学校の先生方ばかりでなくてですね、保護者の方、それから地域の方々、やっぱり山江の子どもたちをやっぱり健全に育てていこうという支援・協力のおかげだろうというふうに具合に教育委員会としてとらえております。

今後ともですね、先ほど議員から指摘ございました。ICT教育のさらなる推進、それから今年度から、今年度4月発足しました。学校運営協議会、コミュニティスクール等を活用しながらですね、それと、子どもたちへの学習塾あたりも、そういう施策を講じながら、なお一層の学力と体力向上に努めていきたいという具合に思います。それぞれの先ほど言いましたように、山田小学校ではこういった形で体力向上冊子を作って、先生方全員で協力しながらですね、課題克服に努めておられます。これは体力ですが、学力も当然ありますし、山田小の例を挙げましたが、万江小学校、山江中学校でもそれぞれつくってですね、対策を講じておられます。教育委員会としては、このことをですね、支援、指導しながら、山江村の子どもたちのさらなる学力、体力向上に取り組んでいきたいという具合に思っておりますので、今後とも村民の皆様方を含め、よろしく願いしたいという具合に思います。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） もちろん学力も大事ですが、体力のほうもですね、病気にかからない、かかりにくい体といますか、またけがをしにくい体力をつくることも大切だと思っております。学力をつけるのと同じぐらい、私は大切だと思っております。健康な体だと勉強にも集中力ができ、それに学力がついてくるものも思っております。そういったことで、これからも児童生徒の対策に対してはですね、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） お諮りします。12時前ですが続行しますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 続行でよかですか。

では、次に、6番秋丸安弘議員より、1、農業政策についての通告が出ております。

秋丸安弘議員の質問を許します。6番秋丸安弘議員。

秋丸安弘君の一般質問

○6番（秋丸安弘君） こんにちは。議長の許しを得ましたので、6番秋丸が通告文に従い、農業振興政策について質問いたします。

本村の農業は、水稻、畜産、栗を主作物とした複合経営で成り立っております。それぞれの農家が、経営面積が狭いうえ、農業者の高齢化、後継者不足等で問題があり、大変厳しい状況であります。そのような中、政府はTPP参加を表明し、農家は将来に対する不安が募っております。TPPに対しましては、山江村議会、農業委員会等も反対の意見であり、今後も日本の農業の将来が見えない限り反対の方向で推進していただければと考えております。さて、山江村の農業の現状を見ますと、農業従事者の年齢のほとんどの方が50歳以上、後継者が30歳代の後継者がいない状況にあります。

次に、耕作面積であります。産業振興課では、基盤強化法による農地集積を行っておりますが、なかなか集積が進まなく、山江村の年間集積率が24年度が5ヘクタールの集積にとどまっております。1戸当たりの経営面積も狭いものが現状であります。このような中で、本村において、鳥獣害対策補助をはじめ、各種の農業補助金を支出し、村長は農業の現場サイドを重視し、5年後、10年後を見据えた農家の育成に努めると発言されておりますが、5年、10年後の本村の農業の姿をどのように想像されているか、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） ただいまお尋ねのように、本当に農林業を取り巻く環境は厳しいものでございます。秋丸議員におかれましても、本村の中核認定農家として、本当にその現場で頑張っているから、ひしひしそのことは感じられていると思います。今の農業情勢については、過疎化、それから少子高齢化の影響もあり、担い手、後継者の不足、耕作放棄地の拡大など、明るい展望が描けない状況下にあります。確かに、農業政策は、国の政策によって農家の皆様が翻弄（ほんろう）される面がありますが、我が村の5年先、10年先の農業のあるべき姿を村と

して、あるいは農家の方として、JAとして、それぞれの姿を描いて5年後、10年後、逆算してきて今何をすべきか、何をしていいのか、このことが、大切なことではなかろうかというふうに思っております。本当にその姿を見たときに、先行きを見たときに、先ほど言われましたように、TPPの問題とか、後継者とか、担い手とか、本当に厳しいものがあり、しっかりと今から対策と準備をしておく必要があると考えています。

特に、水田、畑、これを守る営農の仕組み、それから、本村は小規模農家が多いなか、個人ではなくて、共同での営農を行うことによって、経費・労力の軽減を図る集落営農組織の設立を図り、併せて機械利用、機械利用組合、これの組織強化、ある程度の農業機械、大型機械、中型農業機械、この導入・強化をして経営にあたっていくことが大切ではなかろうかなと思っています。

それから、中核認定農業者の増加や先ほど言われましたように、農地集積、農地集積は本当に5ヘクタールでしたから、まだまだ強力に進めていかないといけませんけれども、農地集積の推進をすることによって、担い手後継者の育成も図っていくと、本村は兼業農家が多い村でもございます。水稻を主とした複合経営による経営と、農産物の生産、複合経営による経営と農産物の生産、その中でも山江の土壌、気候に合った環境型、山江の気候、土壌にあった環境型、付加価値の高い野菜等を作り出し、今、川辺川農地造成地の問題もいよいよ最終段階にきてますから、山江にどうかして、県南フードバレー構想にのっとり、先般も副知事と話しましたけれども、山江に適した物の農作物の作付けを今緊急に入っています。まだ確定しませんから、確定次第。対象農家の方にはお話をしますけれども、そのようなことで、山江の土壌、気候に合った環境型、付加価値の高い野菜等を作り出して、一番大事な流通、販路、出口がしっかりしたものに組み込むと。そして、万江地域、山田地域を含んだところの集団栽培、特に高齢者が多くなってくるというのは、国民年金が多いわけですから、年金プラス二、三万、四、五万、となるような山江型の兼業農家、複合型、このような農業形態の素質ができればなというふうに思っています。そして、集団化栽培でできたものは、流通、販売、出口といいますけれども、そちらに流すのも一つ、もう一つは、やはり基盤がしっかりしてきますと、足元がしっかりしますと、今度はいよいよ6次産業化、6次産業化、これに取り組みたいと、そうすることによって、山江らしい小規模農家、あるいは土壌、これを見た時に、これといった作物さえつかむことができたならば、きっと私は農業振興の一つの糧になるかなというふうに思っています。そういったことで、行政はもちろん、農家の方ともですね、連携、協力して、今後農業振興に当たっていきたいというふうに思っています。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） 今、村長が答弁されましたけれども、私も農業関係の研修とかよく行っておりますけれども、農家は米、野菜等の栽培は、皆さんがやっぱり経験豊富でありますし、立派な知恵を持っておられます。その今からは大切なことでもあります。そのまま市場に出されても加工し、販売する方と、いわゆる6次産業化を行った方との所得の格差が広がってくると思われまます。そこで、本村においても、生産者が農産物を生産するだけでなく、売り先確保、生産確保、販売まで6次産業化して販売するのが一番いいと思いますけれども、6次産業化して加工までして、あと今後販売経路をですね、どういうふうにするか、ここまでしないと、いくら6次産業化していい品物をつくっても販路がなかったら宝の持ち腐れでございますので、そういう点についてまたお伺いしたいと思います。

そしてまた、今回、栗まつりが今週の日曜日ありますけれども、昨日だったですかね、生産者の方から、生産者の方は栗を出荷してくれるなという声をお聞きしまして、それはおかしいのではないかとということで聞いたんですけれども、その件につきましては、祭りの主催はどこがするのか、それと生産者として出されない出荷協議会もあるわけですが、その人たちの栗も出荷できない。まして、山江栗自体が、山江栗として販売できない可能性があるわけですね。その場合は、山江栗としてじゃなくて、ただの栗の出荷になるわけです。山江を消さないと山地偽装にもなります。そういうところをどういうふうにするか、村長にお伺いいたします。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 1点目については、私から、2点目は担当の産業振興課長から答弁させます。1点目の山江が全然農業振興ができていないのは、流通、出口です、はっきり言って。ですから、もうこのような飾りはいらないと、ですから県の県南フードバレー構想、まだ表に出すことはできませんけれども、これはですね、ありふれた農産物の生産では、もうどこにもあるから駄目なんです。これは有機栽培、やはり無農薬。全国、アジアシフト、八代港から出す。もう確実に売り先がある。大体10町歩いると。八代にくてんした工場ですばけないときには、おそらくこれは受け入れるならば、その受け入れた地域で、6次産業化の工場があると、加工がいるというようなことでもあります。しかし、これをせっかく話がきているのに、やる気がないと手を挙げたところに持っていかれます。ですから、先般申したときに、農政のほうにしっかりと受け止めて体制を整えていただくように頑張ろうということをしております。そういったことで言われたとおり、ただありふれたものをつくっても、6次産業化しても、その売り先がないと何もなりませんから、そ

このところは十分にもう今までの言葉を反省しながら、どうしたら本当に確実に売り先があって、農家所得につながるかということは、今後真剣に対応していきたいと思えます。

2点目は、産業振興課長から説明します。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの9月22日に開催いたします栗祭りについて、説明させていただきます。まず主催につきましては、山江村物産出荷協議会が主催でございます。大会の実行委員長のほうも協議会長の方にさせていただいております。

それと、栗の販売につきましては、生栗の販売につきましては、この出荷協議会の果樹部会のほうの生産者の方が出されるということとなっております。個人的な販売ができないということにちょっと触れますけど、去年の例で、出荷協議会のほうも栗を販売していた。ただ、若干違う場所で個人の方が別に販売したということで、今回は出荷協議会の果樹部会の生産者の方のみで販売をさせていただくということで計画させていただきました。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） この分は出荷協議会の方からの話で、出荷できないと、だぶん農協から買うとじゃなからうかという話なんですよ、その点のはっきり出荷協議会がだすんですか、出さないですか、はっきりしてください。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） 当日の販売につきましては、山江村生産者出荷協議会の生産者の方の栗を販売いたします。JA等からの購入については、全然予定はしておりません。以上です。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） 今ので答弁で間違いありませんね。出荷協議会から必ず買うと。

○産業振興課長（中山久男君） はい。

○6番（秋丸安弘君） はい、わかりました。

それでは、今後はですね、村長、職員にアイデア、そすとまた、いろんな新規作物の導入、それに対して県、試験場関係をちゃんと回られまして、新たに山江の特産として新規作物の導入の考えはないかお伺いいたします

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。はっきり言って、行政ばかりでは私は対応できないと、一番大事なものは現場、農業をされる方がどのように自分の農家の経

営をするか、このことが大事であります。よって、行政も農政担当、冒頭言いましたように基幹産業でありますから、しっかりと情報の収集をしながら、こういう特産物はどうかと、農家の方と話し合いを進めてしていく。ただ、勉強不足、単に情報を得て、果たして農家の方に勧めたときに失敗したときに誰が責任とるか。行政のほうはなかなか専門的な職員というのは少ないし、受け身の職務が多いわけです。

しかし、それでは今の厳しい農家はやっていかれない。そういった中で、今後はですね、一つは一番中核、認定農業者の方々とは話し合っ、やはり農地の現状、農産物のもの、どういったものが本当に作って、先ほど指摘いただきましたように、売り先があって所得につながるか、このところを真剣に考えないと、本当に描いても実践、現場でできなければ大変ですから、そういったことが大事だと思います。そういったことから、今もよく振興局のほうにあって、本当に先の見据えた営農指導員がいないかなということ、足を今運んでいます。ですから、本当に山江のこの兼業農家、土地に合った山江型の農産物が作り出す、それをちっと後押ししてもらっているならば、その人たちがずっと農家の方を回って、指導、改良普及したり、意見を調整したり、行政としてシステムをつくり上げていったりと、そういうことができるかなというふうに思っていますから、今、農家、行政連携してどうにか特産物、山江型の農業振興ができるようなものぜひ力をいただいて、私どもも勉強するし、つくっていききたいというふうに考えています。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） それでは、やっぱり行政、農家、生産者とタイアップしながらいろんな方面で進めていっていただきたいと思います。

それでは、次に農業者戸別所得補償制度交付金についてお尋ねいたします。米農家は米をつくりたくても思うように作付けできないジレンマがあり、やむなく飼料作物等を植え、転作面積の確保をいたしております。

ご承知のとおり、田んぼで1年間水をはらないで耕作しますと、翌年度栽培しようとしても、田んぼに水をはり、植え付けを行おうとしても相当な労力がかかります。そんな中で平成23年度から始まりました水田活用の所得補償交付金、耕畜連携助成にかかわる交付金について、水田、水田を水田として白米を作付けしていれば交付金が受けられるという制度が農家で大変喜んでおられるところでございます。ところが、先日平成23年度、24年度の農業者戸別所得補償制度交付金制度に誤りがあり、自主返納通知の連絡を農家の方は受けられております。農家は行政指導の下に従い、交付金が受けられる栽培を行い、交付金を受領したわけです。農家には一切責任はないと思います。23年度、24年度の2年間にわたり行政側の

ミスによるものでございます。

まず3点だけお伺いします。なぜこのような間違いが起きたのか。

2点目、次に返還者は何名おられるか。3番目に返還金の総額と、個人最高額返還金は幾らなのか、この3点をお伺いします。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） まず、ただいまの件につきましては、関係者の方に深くお詫びさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

まず、間違いということで、平成23年に要綱の改正が行われまして、その際、改正の見落としをしておりました。それを23年、24年度まで継続してありました。24年度におきまして、九州農政局の調査等によりまして、交付金が間違っていて支払われたということで、今回25年度におきまして、関係者8名の方、金額にしまして161万8,500円、2年間の合計ではございますけど、の返還のほうが発生したということになります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（松本佳久君） 8名の中の最高額者についても聞いておられます。

○産業振興課長（中山久男君） 返還のほうの最高額者でございます。2年間の合計になります。金額の方が60万1,900円に上っております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） この件につきましては、事務処理が適正に行われていないことから発生したものであり、人事権は村長にあるわけですけれども、補助金事業に対しましてですね、やっぱり行政経験が豊富な補助事業を経験した職員を配置しなければ、このような誤りが起きてくることが予想されます。今の人事配置について適切であったかどうかをお伺いいたします。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。この事業はトンネル事業でありまして、国から直接農家の方にストレートにくるんですよ、農家の方にストレートにですね。ですから、当然行政も法が変わったと、国からどのようなことでしらせがあったか、当然、ほかの方も農耕畜の連携ですからね。農家の方もこの補助金が何できたか、適正に自分たちも仕事をしてきたか、ここのところは22年度にちょっと対応していなかったから、それからどんどんと上がってきた。

それで、私もいろいろ調べたところが、全国でも非常にこれが起きていると、会計検査院が指摘やって、ちょうど民主党政権、農業政策はころんころん変わったもんですから、何べんも同じことが名前が変わってきている。その中で、農家の方も国から村経由せずに直接農家の方にくる。当然行政担当として、要綱等が変わったときには、ちゃんとつかんでそれを農家の方にもお示しをしなければならない義務

があります。

今、現在でも税金の課税漏れミスとか、あるいは畜舎施設の問題とか、職員の組織、職務制度のあり方、例えば今、本村においては、主事、主査、係長、主幹、課長とあります。よく見てみると、ただ職務は給料の差をつくるためのになっていないか。担当ばかりに任せずに上の係長、主幹はしっかりめかじめをする。担当ばかりで新しい人が悩んでる時に、上の人はどうのように情報の共有をして育てていくか、この組織のあり方がどうも問われていると思います。ですから、当然こういう重要な組織の人事について、人事は私の特権ですけれども、あり方については、内部については、課長がある程度この係は、畜産、農政としますから、課長、管理職としての力量、見配り、気配り、やはりそれを見ながら、ちゃんとした系の体制をつくっていかないと、受け身でただきたものを流しよたっちゃはじまらない。そういったことからですね、本当にご指摘のとおりだというふうに思っています。ただですね、このことは、平成23年度から戸別所得補償制度が、本格的に実施されるにあたって、食糧自給率向上を図るという制度本来の趣旨に照らし、戦略的作物については、自給率向上の費用が大きい作物に限定し、自家用飼料米等が除外されたという経過があります。助成金が、国からのトンネルということもありますけれども、やはりその調整に情報について、的確に収集がされていなかった。このことは十分に反省しながら、そして行政、農家の方、先ほどご指摘があったとおりです共有、連携、話し合いをしながらしていかないと私は駄目と思います。ですから、職員についてはですね、再度農政だけじゃなくて、全課、組織はこれでいいのか、職員の意識はどうかやはり1人前になるプロですからですね、間違いしてはならんとですよ。それで、何事も出てしまってから頭を下げて遅い、その前にちゃんとすべきことをするように、職員の資質の向上に全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っています。

今回はですね、本当に農家の方にはご迷惑をおかけしましたし、これがやはり田んぼを活かして、飼料米をつくって所得をあげられるという大切な農業振興の一環もありますから、今後村はこれに対しては国だけで助成措置もしてません。やはり、今後ですね、その農業の振興のあり方についても十分検討させていただいて、農業振興に努めさせていただきます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） 今、村長が話されたように、縦のつながりだけではなくて、やっぱり横のつながりを密にされまして、今後、職員の指導をしていただきたいと思っています。この件につきましては、交付金である以上返還しなければなりません。農家の所得は、年々農作物の価格低迷、燃料費の高騰、年々厳しい状況が続く中で、

農家に対して責任がない交付金を、今回一人に10数万の返還金が課せられますので、これに対してどのような方法をとられるかお伺いたします。

○議長（松本佳久君）横谷村長。

○村長（横谷 巡君） この農家所得戸別補償制度、本当に政府も考え考えて、民主党政権下にできた政策なんですよ、これも自民党がやはり農家の現状を考えたならば、引き継ぎたいということです。

ですから、そういった中で取り組まれて事業を行って、そして交付金を返還しなければならぬということですが、私はやっぱしですね、一番考えつとは、このことは協議会がありますよね、この農家所得戸別補償制度に関係者が集まって、そういった中でやはり情報の的確な示唆、そしてもう一つはあんまり職員として本当に危機感、役場職員として本当にプロ意識として、これが欠けてるんではなかろうかなと、これは私の責任です。このことは約束しましたように、徹底して研修に入っていきます。

そういったことをしながら、今後そういったことを踏まえ農家で実際に国からの補助金があるときに、ただ他山の石で農家の方もいろいろ忙しくて、することをしてなかったからそこに指摘が入って返還が出てきて、入ってわかったと、当然適合性も悪いです。そういうところがあるから、ここんところをもう少し密にやっぱし農政、林政は現場があつて、農政林政ですから、役場職員があつては駄目なんですよ。やはり現場にもう少し足を運ぶ、このことは林政の森林組合のほうからも、もう少し現場に来てほしい、話し合いをしてほしいという要望が入ってます。ですから、そのことはですね、今後やってまいります。ただ、県も補助金を出してない、村も補助金を出していない。どういった25年度ですね、その農家の方、やっぱり厳しいときに返さなければならない。そのすべてということはいきませんけれども、山江村としてできる農業振興の目的、農家の育成から考えて、今後ちょっと関係機関、農家の方、協議を重ねて、何らかの対策をすべきというふうに思っておりますから、そのときはいろいろ農業現場、農業委員会の立場からご指導等をいただければというふうに思っております。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） たしかに人間が行うことをございますので、間違いはあると思えますけれども、今回の誤りは2カ年分の事務処理の誤りであります。今後適正な事務処理のあり方を検討いたしていただき、今後このようなことがないように要望いたします。

それと、最後になりますけれども、川辺川土地改良事業連絡協議会について質問いたします。今年の4月に発足したわけなんですけれども、この協議会の委員には

年に1回の4月の総会だけということで、もうあとは年に1回あるだけで、何も情報が入ってこない状態でございます。さしより助成事業の経過と今後についてと、それと造成地における適切な水の手当て、新たな取り組みをするための必要な予算確保と維持管理についてお伺いいたします。

○議長（松本佳久君）横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 川辺川の協議会の委員会、平成20年度に事業停止して、その後事業が全然進みませんでしたから、開催は確か年2回ぐらい川辺川土地改良事業組合で6町村であって、後はなかったと思います。その後はご存じのように、ああいうふうに相良村土地改良組合の水利権の不同意で、行政連絡会議ということで今新たに水を待っていらっしゃる方に届けるということで、今は進めていますから、その経過について少し話させていただきます。

ご承知のとおり、昭和47年に川辺川土地改良事業組合が設立されてから45年、今日までの長い歴史と経過の中で、農水省案の既設道水量活用案によって、事業推進を大いに期待し、協議を進めてきたところですが、相良村土地改良組合の水利権不同意により断念、本年3月31日をもって解散、組合に変わる推進母体として行政連絡会議において、事業の推進を図っているところであります。

さて、この事業は豊富な水を期待してかんがい排水、農地造成、区画整理の3本の事業を進めてきましたが、水の確保ができなくなり、このような事情からできるところから事業を終息し、次のステップに進み、水を待っておられる農家に早く届けたいということで、本村においては、農地造成団地には、国によって最低限の水の手当ての要望を行っているところであります。平成26年度の国への概算要求としては、今6市町村で2億円を要求しています。造成後の整備として本村は井戸新規3カ所、これは一の迫、山神団地、東石坂、山刃矢団地、羽山、蓑原、上別府団地、この3カ所、新規でございます。

それから、造成農地の補修として、沈砂、陥落箇所がありますから、この修復、そして山刃矢地内の排水路の改修等を山江村として、優先的に今要望しているところでございます。

また、農業振興にかかわる先ほどお話ししましたように、野菜作の導入などの営農計画の必要性、農地の集積化、集団化の推進、生産法人化の組織、耕作放棄地などの対応、この間議会で現地調査をしましたがけれども、やはり現状はあのような状況ですので、このような農作物生産にかかわる維持管理費の軽減対策、水が安価な水がひっばってくるのがもうできませんから、あとは井戸なんですね。井戸ですから、この維持管理、電気料をどうにかして、軽減しないと約束どおり安価な水が届けられない。だったらどうするか、一つはやはり、水があまりいらない作物の導入

を営農として取り入れるのをしなければならぬ。これが先ほど言いましたように、一つの少し大きなプロジェクトですけれども、そこに今、目をつけて進めているところです。

もう一つは、新しい団地が多分4ヘクタールから5ヘクタールぐらいありますかね、マタイシ。あそこを農地造成にしたとして、ちょっと農地として再生が難しいかなと、しかし、最終的には国によって責任がありますから、してもらってもないんですけど、農政局、県知事に要望にいったときに、私は農地法に規制はあるけれども、国営でこのような姿になっているからメガソーラをマタイシに設置して、あれから電気料を安価な電気料になってくれば、農作物を作られた方が安価な水で維持管理も助かると、そういう方法も考えてくださいというふうに提案しておきました。この間も農政局の合屋次長がみえて、今農地法でも農地に作るかはいけないけど、ちょっと上げてしたならばできるという法律ができたということから、先例として山江、一番水がポンプで必要なところは山江とあさぎりです。ですから、山江にもそういう先駆的な国営でやったひとつの政策としてやってみてくださいということ言ってますから、ありがたく前向きに今省庁で検討に入っていますという答えでございました。来年度から本格的に水を待ってられる方に早く水を届けたいということで概算要求をし、今進めているところでございます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） 高齢化が進むなか、今後維持管理等で大変不安でございます。一番いいのは安価の水の手当てをしていただければ、これが一番幸いですけれども、それで水がいらぬ新規作物、その導入のほうを今後とも検討していただき、質問を終わりたいと思います。どうもお世話になりました。

-----○-----

○議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後0時33分

第 3 号

9 月 2 0 日 (金)

平成25年第4回山江村議会9月定例会（第3号）

平成25年9月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 6号 | 山江村総合行政システム更新に係る調査特別委員会委員長報告 |
| 日程第 2 | 議案第 40号 | 山江村子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 41号 | 山江村敬老祝金支給条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 42号 | 山江村林道管理条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 43号 | 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 44号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 45号 | 万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 46号 | 公有財産の取得について |
| 日程第 9 | 議案第 47号 | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて |
| 日程第 10 | 同意第 1号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 11 | 認定第 1号 | 平成24年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 2号 | 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 3号 | 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 4号 | 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第 15 | 認定第 5号 | 平成24年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |
| 日程第 16 | 認定第 6号 | 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |
| 日程第 17 | 認定第 7号 | 平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について |

- 日程第18 認定第 8号 平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について
- 日程第19 認定第 9号 平成24年度川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第48号 平成25年度山江村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第49号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第50号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第51号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第52号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第53号 平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第54号 平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第55号 平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算(第1号)
- 日程第28 神園公民館改修に関する要望書
- 日程第29 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書
- 日程第30 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第31 議員派遣の件
- 日程第32 閉会中の継続審査申出書(議会運営委員会)
- 追加日程第 1 発議第5号 監査請求に関する決議について
- 追加日程第 2 発議第6号 山江村総合行政システム更新の調査に関する決議案

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西 孝 恒 君 | 2番 谷 口 予志之 君 |
| 3番 中 竹 耕一郎 君 | 4番 岩 山 正 義 君 |
| 5番 田 原 龍太郎 君 | 6番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7番 原 先 利 且 君 | 8番 松 本 佳 久 君 |
| 9番 山 本 義 隆 君 | 10番 欠 員 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	横 谷 巡 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	蕨 野 昭 憲 君	税 務 課 長	豊 永 知 満 君
産 業 振 興 課 長	中 山 久 男 君	健 康 福 祉 課 長	山 口 美 敏 君
建 設 課 長	白 川 俊 博 君	教 育 課 長	嶋 原 美 津 子 君
会 計 管 理 者	福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	木 下 久 人 君
代 表 監 査 委 員	菅 野 隆 治 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第10の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定は、お守りいただきますようお願いいたします。

なお、同規定には3回を超える場合は、但し書きにより議長の許可を得ることとありますので、あらかじめこれを許可します。

議事に入ります前に、執行部から9月11日の提案理由説明における発言について、会議規則第63条の規定によって訂正したいとの申し出がありましたのでこれを許します。

村長。

○村長（横谷 巡君） おはようございます。提案理由の説明の中での発言の訂正をさせていただきます。議案第44号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての中でございます。交付の日を平成25年6月15日と申し上げましたが、正しくは平成25年6月12日でございます。それから議案第49号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の中で補正額を5億3,004万3,000円と申し上げましたが、正しくは5,304万3,000円でしたので、それぞれ訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第1 報告第6号 山江村総合行政システム更新に係る調査特別委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） それでは、日程第1、報告第6号、山江村総合行政システム更新に係る調査特別委員会委員長報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第1、報告第6号、山江村総合行政システム更新に係る調査特別委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 議案第40号 山江村子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第2、議案第40号、山江村子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、議案第40号、山江村子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第41号 山江村敬老祝金支給条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、議案第41号、山江村敬老祝金支給条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、議案第41号、山江村敬老祝金支給条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第42号 山江村林道管理条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第42号、山江村林道管理条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。議案第42号について1点だけ質疑をしたいと思います。条例そのものの中身ではなくて、村道関係についてはですね、それぞれ構造基準でそれから占用条例ありますが、林道についてはなかったということでありますが、特にその条例を作らなければならない、今までのなかったから、障害、そういうデメリットのトラブルがあったか、そのへん、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） おはようございます。ただいまの質疑につきまして説明させていただきます。まず、山江村のほうに林道台帳がございまして、その林道台帳の根拠について何に記載してあるかということがまず大きな理由でございまして、こちらの条例がないということでしたものですから今回提案させていただきました。

以上でございます。

○3番（中竹耕一郎君） 終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、議案第42号、山江村林道管理条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第43号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第43号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、議案第43号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第44号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第44号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第44号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第45号 万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第45号、万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第45号について1点だけ質疑をさせていただきます。使用料金の改定であります。これは管理センターについてもそうだと思うのですが、宿泊料が2万2,000円というふうに一応決まるわけですけども、おおむねどれくらいの宿泊人数を想定してあるのかですね。例えば5人泊まってもこれなの

か。50人泊まってもこれなのか。この辺をちょっと、何を主に適正規模で2万2,000円と決めてあるのか。まずお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 嶋原教育課長。

○教育課長（嶋原美津子君） おはようございます。ただいまの中竹議員の質問についてお答えいたします。2万2,000円とあるのは各施設に沿った金額ではございますけれども、一団体大体15名ほどを考えております。

以上で終わります。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 大体15名ほどということで理解をしますが、少ない場合は料金の勘案とかありますか。そのへんはどうですか。

○議長（松本佳久君） 嶋原教育課長。

○教育課長（嶋原美津子君） 少ない場合、一団体ということで考えておりますので今のところ何人利用というのでは考えてはおりません。

以上で終わります。

○3番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第45号、万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第46号 公有財産の取得について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第46号、公有財産の取得についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） では、議案第46号について質疑をいたします。今回公有財産の取得で上がっておりますが、今日の新聞でもですね、大体山江村の場合は平米の基準価格が6,500円か7,000円というふうな、土地の価格が出ておりましたけれども今回、坪でいきますと大体2万8,900円ぐらいになるかと思いま

す。この金額としてまず、不動産の鑑定資料から来ているものなのか、それほかのものなのか。もう一点はこの中にあります廃材ですね。これはどういうふう処理されますか。この料金の中の購入価格に入っているのか、入っていないのか。その2点だけお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではただいまのご質問にお答えいたします。まず購入価格の設定については、どのようなものを資料としたかということでございますけれども、税のほうで家屋評価を行っておりますが家屋と土地ですね、その評価額を参考といたしまして価格を設定させていただきました。それからもう1点、中に入っている処分はどうするかということで、この今回議案として上げております価格の中には含まれておりませんので、購入後に村のほうの経費を使いまして処分するというように考えております。

以上でございます。

○3番（中竹耕一郎君） 終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、議案第46号、公有財産の取得については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第9 議案第47号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（松本佳久君） 次に、日程第9、議案第47号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第9、議案第47号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについては、候補者の推薦は適任とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 同意第1号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を
求めることについて

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第10、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 認定第1号 平成24年度山江村一般会計決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、認定第1号、平成24年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。5番、田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 認定第1号について3点ほど質疑させていただきます。ページは57ページであります。公債費の利子償還の不用額についてでございます。元金利子については借入れ先から発行される償還票でその年度に償還すべき金額を把握できると思いますが、それが今回利子償還額の不用額が194万5,480円出ていますが、この担当は総務課だと思います。なぜこのような高額の不用額が出たのか、またこの不用額を予算が必要とする部署に振り替えはできなかったのか、執行部の考えをお願いしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。償還金利子及び割引料ということでございますが、利子につきましては平成24年度の利子ということで、ここにごじます金額を歳出としておるところでございます。確かに不用額が194万ほどございまして、最後の専決の段階で予算として減額するべきございました。出納閉鎖も終わってないということで、利子が出てくることも。年度末から出納閉鎖にかけましては出てくることも予想して予算を残しておったわけですが、やはり結果的には不用額として残ってしまいましたので次回ですね、25年度につきましてはよく精査しまして、必要ないと判断しましたときには減額ということでさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 25年度は今いわれたとおりに計画を立てて行って参りたいと思います。次に2点目58ページですけど、実質収支額2億74万4,177円についてお尋ねします。村の監査委員から意見書を見ますと、歳出の執行率は91.4%、実質収支比率が平均として大体3~5%が望ましいといわれていますが、本村の場合は11.2%と非常に高いことが予算の中で明らかになっておりますが、このことについて分析を行われると思いますが、説明をお願いしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。決算につきましてはここにごじますとおり、実質収支額が2億74万ほどございます。繰り越しがですね2億ということで今回の繰り越しにつきましては差引額につきましては若干増加しておるわけですが、事業を行う中で、それから通常のいろんな経費を行う中でできるだけ節減に努めたのもございまして、結果的に決算を出した段階では2億ということで、若干パーセント的に上がっております。可能な限りですね、事業等に充当いたしまして繰り越しが残るのもよくないかなという気もしますので、そのへん事業を進める中でできるだけ私としても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 金は残った方がいいと思いますけど、せつかく計画されておられますので適正な計画を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

最後に61ページでございますが、出資証券と株券についてちょっとお尋ねします。株式会社やまへの証券が230万円それと株券のほうが850万。計の1,080万とありますが、これは株式会社やまへの資本金の一部とは違うのですかお伺いしたいのですけど。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 株式会社やまへの出資金は山江村、商工会それから森林組合、この170株、1株5万、これが出資になっています。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） これはたぶん株式会社やまへの資本金だと一部考えております。以上で終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。6番、秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） おはようございます。認定第1号の件で質問いたします。61ページの4出資による権利でございますけれども前年度末の現在高でございますけれども、平成23年度の決算書を見ますと決算年度末の現在高が6,885万7,200円となっております。なぜ24年度末現在高が2,695万7,200円、と計上され4,190万円が、開きがあると思われまして。さらに決算年度額を見ますと23年度は決算年度中、増減高がゼロになっておりますけれども24年度が2,200万減で計上されております。その内訳を見ますと6,390万円減が正しい数字と思われまして、それについて説明をお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 福山会計管理者。

○会計管理者（福山 浩君） おはようございます。それでは秋丸議員の質問に対してお答えいたします。昨年度、出資による権利ということで中竹議員のほうから質問がありまして、取り崩しがあっているのではないかとということで一応こちらでも確認しましたところ、右側の出捐金の上から6番目ですね。人吉球磨ふるさと市町村基金ということでこれが平成22年度から取り崩しが行われております。それによりまして一応それまでは全額当初の金額を上げていたのですけど、今年度からその取り崩しを行われた後の金額を上げるようにしました。それによりまして出資による権利の左側のほうですね、前年度末現在高については平成22年度にカルチャーパレスの冷暖房設置改修工事で944万4,000円、それと平成23年度に山江ごみ処理場解体に伴う一体的整備事業で2,000万円、それとグリーンプラザ大規模改修事業で1,245万6,000円を引いたところの額として2,695万7,200円が出てきております。それで24年度が球磨川鉄道車両行進観光列車化利用促進支援事業ということで2,200円を上げております。これによりまして人吉球磨ふるさと市町村基金が6,430万あったものが現在は、右側ですね40万

円ということで、それを左側の表であらわして残りが495万7,200円となっております。

以上です。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） これは明らかに事務的な事務処理のミスと思われます。今後このようなことのないように再発防止に努めていただきたいと思います。終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） それでは認定第1号一般会計決算の認定について質疑をいたします。まずはじめに25ページご覧いただきたいと思いますが、企画総務費の中の委託料284万9,350円計上されているんですが、この中身についてどの委託料なのかですね。どういう種類の委託なのかお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。ただいまの25ページの委託料は住環境整備、除草の要望があったものとか、地区にトイレの建設とかそのようなものに充てております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 各地区のトイレの改造ですか。この中にはわたしの記憶ではエネルギー関係の策定資料委託が入っていると思うのですが、それはこの事業に入っていますか。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。この委託料の中にはエネルギーの業務委託も入っております。金額にしますと94万5,000円でございますけれども、そのエネルギーの利用計画策定業務と、先ほど申しました支障木の伐採、あとトイレの建設関係そのようなものが含まれた支出でございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） じゃあエネルギーの計画策定についてはもう済んだということと理解してよろしいんですね。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） 業務委託をいたしまして支払いもしておりますので完了したということでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） では2点目についてお尋ねいたします。49ページです。24年度にわたりまして住宅の建設が全て行われました。城内団地の住宅ですが、そこにですね、村民の方の話なんです、よく私も事実は把握しておりませんが、蓑原におられた方ですけれどもその方がですねこの城内団地に入居されたという事実があるのでしょうか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではご質問についてお答えいたします。実際蓑原団地に住んでおられた方が新城内団地に入居されたということは事実でございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 入居されるのは結構なんです、入居の希望が少なかった訳ではないと思います。たぶん多かったのだらうと思います。しかし多い中で入居の選定については住宅条例の中で選考委員会というのものもあるわけですが、その選考委員会できちんと選考されて入居の決定に至ったのか、どうしても入居をさせるようなそれ相応の根拠が理由があったのか、そのへんをお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 議員ご質問の入居の要件ですけれども、山江村の条例規則によりまして入居の基準を設けていたしております。その中で規則にうたっているのが入居の選定委員会でございます。選定委員会を開催し入居希望者のそれぞれの方の希望、それからいろいろな選定をしたところでございます。内容につきましては選考した10戸につきましては若者定住、これは地域の活性化ということでございます。それから人口増による村内村外からの人口増と、それから地域性を配慮ということで実際村外から現在万江保育園入園された方もおりました。それと万江地域へ今後居住したいという考えの方もおられたということで、そういうことから選考委員会考慮しまして今後そういう内容を精査し選定したところでございます。

以上でございます。

○村長（横谷 巡君） ちょっと説明させてください。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） この公営住宅の入居、厳正にしなければなりません。ただ平成23年2月の国土省建設部住宅から過疎地域における規制緩和、たとえば過疎地域においては若者ひとりでも入居が可能、人口がどんどん減っているから可能。それから地域的な配慮、居住の安定化、若者の定住、そして子育て世代。そういった地域性、特に山村振興あるいは過疎地域、この分野には過疎地域のことを充分考えて配慮しなさいということでございました。今回も蓑原団地に入っていらっしゃる方

からどうしても子どももいるし、万江のほうに住んで地域の行事とか実家もあるし、子育て関係大変だから万江のほうに入りたいと強い希望、蓑原のほうも村外から相当お待ちになっていましたから、前例も何件かいままでございました、こういった例がですね。そういうことも十分に考えて地域の事情、本人の本当の希望、そして人口が少なくなっていくところに若者がふるさとに帰ってきて子育て等もできるという総合的な判断の中から今回このようなことをいたしたわけでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹議員、質疑は続けていいですけど議員各位も執行部も充分配慮されておりますが、あまり特定の個人が分かるような質疑は謹んでいただきたいと思います。中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 失礼しました。説明、答弁の趣旨はよく分かります。分かりますけれどもその当地区にもですね、住宅を待っておられる方、たぶんあったと思います。ですからその方たちもやっぱり入りたいという希望は充分あるわけですから公平に、例えばもう決めかねるときは抽選をやるとか、そういった方法も条例で決められてありますからそのような方向をされるのがいいかなと思います。質疑ですから意見は述べません。

次にですね、62ページの基金関係についてお尋ねをいたしたいと思います。基金の運用についてはですね、それなりの配慮をもってされておられるのはわかるんですが、締めた、この決算が終わった後ですね、基金を運用して8,000万の利息を得たというふうな話がありましたけれども、この中にはどの基金の運用で、例えば4つ位あると思うのですがその基金でいくらずつ運用をされたのか、基金運用された合計額、7億か8億ぐらいですね、ちょっと教えてください。

○議長（松本佳久君） 福山会計管理者。

○会計管理者（福山 浩君） それではお答えいたします。基金についてはですね、4つありまして財政調整基金、土地開発基金、減債基金、社会福祉振興基金の4つで国債を運用しております。その中で7億6,000万ほど行っております。以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹議員はどれから幾らぐらいと聞いとんなはっです。

○3番（中竹耕一郎君） よかです。

○議長（松本佳久君） よかですか。ではよかです。中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 今答弁の中では4つの基金を運用されたということでありませう。これは説明では20年物ということですが、非常にハイリスクていうかですね、8,000万も利息が出るよということであれば非常にリスクも高いということも考えられるわけですが、運用については運用の協議会なんかあると思いますがそのへんの運用についてですね大丈夫なのかもう一遍お尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 福山会計管理者。

○会計管理者（福山 浩君） それではお答えいたします。国債についてはですね、預金同様国が補償してくれということで一応一番安全ではないかと思われま

す。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 決算書に表れてはこないのですが、そのように運用されるということは前向きでいいのはいいのですが、やっぱり国債、今も1千兆超えますからですね国債今ちょうどダブルAのやすいランクですか、それぐらいですから20年もちょっと長いのかなという気もします。ですからもうちょっと短期間で運用していくという方法をされたらどうでしょうかね、そのへんを運用としてされたらいいんじゃないかなというふうに思います。なかなか計算出てきませんが、よく分かりませんが、そのようにしていただけたらと思います。それともう一つはですね剰余金が2億くらい残りますが、先日も一般質問の中で岩山議員が質問しておりましたが、2億円の中のその半分は財政の方で半分は基金に回してできるんじゃないかということですがこの運用されたから回せる余裕がないとないということじゃないですね。繰越金2億円を半分を基金に運用しなかったというのは金積み立てしなかったということはこの基金が運用で8億使ったからできないということじゃないですね。

○議長（松本佳久君） 福山会計管理者。

○会計管理者（福山 浩君） お答えいたします。それではないですね。違います。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 今、中竹議員が質問してもらっているこの財政、財源というのはほんとに運用が大事であります。やはりある金をどのように利益を得るか税収とも非常に伸び悩んでいる。各町村国債に実際に研究に入ってきているところも事実です。そして県関係の農業団体とかなんかも肥後銀行とかあるいは中心のところに中心金融機関に入れているけれどもわずかな利子だからだんだんと人件職員を減らす中で人件費も出てこない、という話がある大きな団体で出ました。そのときにやはりこれだけ少し蓄えがあるならばこれを運用するならば職員の2人分3人分ぐらい出てくるのでないだろうかという建設的な意見もあるし、ご指摘のとおり国債といえどもやはりちょっと用心しなければならないところもあります。そういった点を充分に考えてあまり長期もどうかなということも考えますし、やはり限られたこの財源をうちの村のように大切にそして利益を得る、リスクがないようにそういったことを考えながら今後運用していきたいというふうに考えます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） あの、8,000万の利息、大変これは結果的にはいいことですが、これは国債の格付けもですね、ヨーロッパからアメリカ、日本というふうにあがってきますのでアメリカが危なくなれば、すぐに国債を切り替えていただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、58ページの翌年度へ繰り越すべき財源ということで1,683万8,000円計上されておりますが、これは恐らく災害復旧費と道路橋梁費の件だろうと思ひますが、この中に元氣交付金140万1,000円ぐらい入つていますね。これは歳入済みなんですか。これには1,140万の元氣臨時交付金も決算上歳入済みなんですかね。どうですか。

○村長（横谷 巡君） 会計管理者わかりますか。

○議長（松本佳久君） 誰が答えると。

○村長（横谷 巡君） 会計管理者。

○議長（松本佳久君） 3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 私が聞いたのはですね、6月に繰り越し報告がありましてね、この中ですね一般財源が1,683万8,000円、地方債が2,170万、それと元氣臨時交付金が114万円、それと国庫支出金が4,017万9,000円、合わせて1億1,963万2,000円となつとるわけですね。失礼しました7,285万7,000円になつとるわけですが、その繰越額総計でそれだけですが、その中に元氣臨時交付金というのがあつたと思うんですが、これが入つてるか入つてないか。決算に。それだけです。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） お答えいたします。その中には入つております。114万円の分が元氣臨時交付金の充当分でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 元氣臨時交付金が入っているということですが、国庫支出金と起債についてはどうですか。この全部で9件ですかね。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。国庫支出金もその中に含まれておりまして、その分、それから元氣交付金も含めて繰り越しを行っているところでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） もう時間が来ましたから終わりますが、たぶんこれは入っていないんじゃないかと思ひますね。なぜならば事業が終わつたあとでしか実績報告出しませんし、それに基づいて起債の増減とかそれから、国庫支出金の申請とか

額が確定してくると思うんですよね。その辺もう一回確認してみてください。

以上です。終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。4番、岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） それでは一点だけお尋ねいたしたいと思います。実は9ページの款1自動車取得税交付金が、当初予算400万円に対しまして830万4,000円の倍以上の増額となっております。大変収入のほうで喜ばしいことですが、この交付金はたぶん、私の今知ってる限りでは、自動車の取得者の納税を、市町村の道路の延長とか面積に応じて交付されると思いますが、当初組まれたときに、そういったことがわからなかったのかということをお尋ねしたいと思います。また、6月議会の専決のほうで補正してありますのでもう少し早くわからなかったのか、そして6月の専決となると、繰り越し金で出ていくだけということですので、そこのところをお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。先ほど議員が言われましたとおり、自動車取得税交付金、これは自動車取得税県税の一部が市町村道の延長や面積によって交付される交付金でございますが、当初予算を計上いたしますときには、前年度の実績とか県からの情報をもとに計上しておりまして、結果的にはその予定した額よりも、平成24年度につきましては交付金が上回っていたということで、このように当初見ておりました額よりも収入が上がっているところでございます。最後に専決ということで予算について打たさせていただきましたけれども、一番最後に入ってきますのが3月というようなことで、どの程度入ってくるかというのが、3月の議会に提案するにはちょっと早いということで専決処分させていただきましたけれども、極力この額が見込まれる額がわかれば、その時点で減額の補正ということで計上させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 実は前年度というか、平成22年、23年を見ましても金額、実際入ってるのはもっと、この800万円は入っておりませんが、この当初予算の400万円より多く入っております。だから、たぶん私の感では見落とされたのかなあという感覚もありますので、予算を組まれるときにはしっかり確認して、確認といいますか、そういったことを積み上げてやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（松本佳久君） まだ質疑の途中ですが、下の庁舎内でこの模様を聞いておられる職員の方にもお願いします。総務課長や会計管理者がちょっと答えられないよう

などときには、急いで資料を持って上がってきていただきたいと思います。これは、先ほどの中竹議員の質疑に対する答弁が中途半端で、私にはよく分かりませんでしたので、そのように今後はお願いしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論はありませんか。

〔「議長、3番」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） ここで議員各位にお願いします。討論は議員に対して行うものと思いますので、今後の討論については、この答弁席から議員各位に向けて討論をさせていただきますようお願いいたします。

3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） それでは認定について討論したいと思います。先ほど来より一般会計についていろいろ質疑があっておりますが、特に61ページの出資による権利、この決算年度末の残高、この辺が、前年度の分と違うし、また平成23年度は4,190万円もストンと抜けてしまったということ自体も、非常に問題があると思います。そもそも6,390万円の誤差がでてきたのは平成23年度中にきちんと4,190万円計上して減にしておけば問題なかったわけですね。そうすると現在の40万円という数字が出てくるわけですが、平成23年度に4,190万円という高額なお金が抜けてしまったといういうことで、私はこの決算書については非常に問題があるということですのでそのようなことを考えまして、討論いたします。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹議員にお尋ねします。今のは反対討論ですね。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議ありの声がありましたので、この採決は起立により採決します。本案を認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（松本佳久君） 次に、本案を認定することに反対の方は起立をお願いします。

（反対者起立）

○議長（松本佳久君） 以上のとおり採決の結果、賛成反対が4名づつと同数です。したがって地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本件に対して採決します。日程第11、認定第1号、平成24年度山江村一般会計決算の認定については議長は認定しないと採決します。

-----○-----

日程第12 認定第2号 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、認定第2号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第12、認定第2号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定については認定することに決定しました。

-----○-----

日程第13 認定第3号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、認定第3号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論にはいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第13、認定第3号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定については認定することに決定しました。

-----○-----

日程第14 認定第4号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定
について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、認定第4号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第14、認定第4号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定については認定することに決定しました。

-----○-----

日程第15 認定第5号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、認定第5号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第15、認定第5号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定については認定することに決定しました。

-----○-----

日程第16 認定第6号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第16、認定第6号、平成24年度山江村特別会計

後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第16、認定第6号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定については認定することに決定しました。

-----○-----

日程第17 認定第7号 平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第17、認定第7号、平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第17、認定第7号、平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定については認定することに決定しました。

-----○-----

日程第18 認定第8号 平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第18、認定第8号、平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第18、認定第8号、平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定については認定することに決定しました。

-----○-----

日程第19 認定第9号 平成24年度川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第19、認定第9号、平成24年度川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第19、認定第9号、平成24年度川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

○3番（中竹耕一郎君） 発言の訂正。

○議長（松本佳久君） 3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 発言の訂正をしたいと思います。先ほど、住宅の入居の件でお尋ねしましたけれど、村内の入居者ということで訂正をお願いしたいと思います。蓑原の団地じゃなくて村内の入居者ということで訂正よろしくお願ひします。

○議長（松本佳久君） ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時間を11時15分とします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時16分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。先ほど休憩前に3番議員から発言の訂正がございました。先ほどの3番議員の発言の訂正については、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、発言を訂正します。

-----○-----

日程第20 議案第48号 平成25年度山江村一般会計補正予算（第2号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第20、議案第48号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

○議長（松本佳久君） 1番、西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 1番議員、西です。平成25年度山江村一般会計補正予算（第2号）のところで2点だけ質問いたします。13ページです。款3民生費、項2児童福祉費のところ、児童福祉総務費のところ、区分の13委託料でございます。120万円上がっておりますが、これは設計委託料として、たしか万江保育園に關することだったかと思いますが、万江保育園についての執行部の今後の方針について説明いただければと思います。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えいたします。まず委託料でございますが、万江保育園の改修にかかる設計委託料でございます。まず、改修の内容でございますけれども、園舎内と室外との段差が大きく、かつ、すべりやすいというようなことで、その危険箇所の予防工事、それと老朽劣化による屋根の葺き替え工事、それから、現在、将来の保育園児の数を見越した室内の改修工事等をこの設計委託料で計画をいたしたいと思っております。

また、万江保育園につきましては認可外保育所でございます。認可外保育所ということで、国、県の公的支援、これ運営費等の公的支援が受けられないというようなことで運営については不利な条件で運営をされていらっしゃる。ただ不利な条件の中にあっても、非常に質の高い素晴らしい運営をされております。そのような資金的な条件が不利な解消を行うために、近い将来、認可を見据えた、今回の改修計画といたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 今、健康福祉課長から万江保育園についての非常に環境の充実につながると思います、認可も見据えたところでということでございますので、保育園としては本当に希望があるかと思えます。ありがとうございました。

次に、2点目ですけれども、15ページの農地費のところでございます。今、水稲、稲作も収穫の時期が近くなっておるわけですが、そのような時期にシカとか鳥獣の被害がよく入ってあるところでございます。ここの中に説明のところでは鳥獣被害対策の施設とかいう補正予算はないわけですが、ほかのところでは、このページの一番下の46果樹振興費、ここには鳥獣被害対策整備補助金とかあります。また、次のページにも林業振興費のところでは有害鳥獣駆除補助ということが出ております。

そういうことでこの農地のほうもないのかというところで、既に駆除予防の申し込みをされているところもあるかと思えますので、その辺のところについてお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきましてお答えさせていただきます。

農地関係につきましての今回、有害防除柵等につきまして上げてないかでございます。今回につきまして今のところ計上させていただいておりませんが、農地、水田、畑等につきましては国庫のほうの補助金をいただきながらさせていただいております。しかしながら、要望等が多いということでございますので、次回または当初のほうでも余分に計上させていただければと思います。

また、果樹のほうにつきましては、こちらの方も要望が多いということと、また、範囲が広いということで、今回、多少ながら補正させていただいております。こちらにつきましては、一般財源を使いますので極力検討させていただきながら、また、今後も要望がたぶん増えると思いますので、検討させていただきたいと思えます。

林政関係の補正につきましては、こちらのほうは、実は駆除のほうの助成でございまして、現在のところ予算は若干残っているものの、また今から猟期等がはりますので、たぶん増えるという想定のもとで駆除に対する補助のほうを上げさせていただいております。

こちらのほうも年々増加傾向にございますので、次年度以降も予算のほうを継続させて、また、増加のほうも見据えて予算の計上をさせていただきたいと思えます。

す。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 確かに農地広いですから、既に申し込まれたところもありまして、まだでしょうかという話も聞くことは聞きますけれども、今、担当課長からありましたように、一応、今検討をしているということでございました。了解いたしました。

終わります。

○議長（松本佳久君） 他に質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第48号について質疑をさせていただきます。2点だけお尋ねします。

まず、1点目は企画総務費の委員の報酬が上がって計上されておりますが、これは何の委員なのか。それからもう1点は、18ページのICT環境整備費の中に備品購入費として10万円計上されています。これは説明ではデジタル教育等協力というふうに書いておりますが、この事務報告のなかに校務支援システムのユーネットというのが出てくると思いますが、これはどういうものなのかと教えていただければというふうに思います。この2点だけお願いします。

○村長（横谷 巡君） 1点は総務課長です。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） ただいまの質問にお答えします。企画総務費の委員報酬等が上がってるが何の分かということでございます。これは総合計画の後期計画分を現在策定中でございますけれども、その審議会の委員の方々、15名を予定しておりますが、その会議2回分でございます。

○村長（横谷 巡君） 2点目は教育課長から。

○議長（松本佳久君） 嶋原課長。

○教育課長（嶋原美津子君） ただいまの中竹議員のご質問にお答えいたします。ユーネット公務支援システムについてですけれども、村内の教職員の先生方の負担軽減ということで、出勤簿、あと出張等の復命書等で負担を軽減した分、子どもたちと生活というか、ふれあいを多くしてもらおうということでユーネットのシステムを入れさせていただいております。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい、教職員の負担軽減ということはわかるんですが、システム、このユーネットというのが、どういうシステムなのか、そこを聞いたかった

わけです。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） ユーネットというシステムは、県の教育委員会が3年くらい前、高等学校をまずモデルとして、国の補助を受けながらそういうシステムを開発したわけです。それを義務教育、小中学校用にとということで、2年ほど前から導入されております。人吉球磨ではそのことを連携して、それぞれの町村教育委員会で導入をしていただきました。そして、たとえば山江の先生が相良に転勤する、その出勤状況、今日は出勤しました、明日は出張です。という状況が持ち歩きをしなければならないわけですね、そのことが今までは紙ベースであったのが、データで動いてゆく。当然出張をします、出張伺いを出します、命令を校長先生がします。帰って来てから復命をします。という流れが一連に、今まで紙で書いていたのをそういうシステムで行えるというのが一番の利点だと思います。

○3番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（松本佳久君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第20、議案第48号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議案第49号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第21、議案第49号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

○議長（松本佳久君） 3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第49号につきまして質疑をいたします。数値的に質疑するわけではありませんが、決算でも出てまいりましたように、いくらかの不納欠損、それから滞納が出てくるわけです。平成24年度についても非常に頑張って徴

収されて徴収率は71%というふうに、平成23年度から比べますと延びております。このへんは大変いいことなのですが、国保税のあり方として、担当課長として限度はどのくらいなのか、もうこの辺が限度で、もう上げることは無理なのか、その辺の認識をまず伺いたいと思います。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それではお答えいたします。現在の山江村の主幹産業であります、農業・林業、非常に厳しい状況でございます。また特に国民健康保険の加入者については、今のような方々が加入をされているというようなことで、医療費をいかに抑えるか、ということで、そのことで国民健康保険の運営を安定させようということが第一でございます。ただ、国民健康保険税についても支出、医療費が高くなりますと、国民健康保険税を上げなければなりませんけれども、先ほど申しましたとおり、非常に不況の中、収入が増えないという中で、これ以上の保険税を上げるのは非常に無理ではないかと思っております。保険税を上げてもかえって滞納が増えるということになりますと、被保険者間の不公平感も出てまいりますので、保険税については現在の状態では、今の状態がぎりぎりではないかという認識でございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 確かに私も同感であります。確かに今がおそらく限度だろうと思っております。ただ15年先くらいになりますと、いくらか楽になってくるということは見えてるわけですが、やはり給付のほうを減らさざるを得ないと、その方面に努力をする必要があると思っております。

国保税について一応認識をちょっとお伺いしました。ありがとうございました。終わります。

○議長（松本佳久君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第21、議案第49号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに

決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 2、議案第 5 0 号、平成 2 5 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 2 2、議案第 5 0 号、平成 2 5 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 3 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 3、議案第 5 1 号、平成 2 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 2 3、議案第 5 1 号、平成 2 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 4 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 4、議案第 5 2 号、平成 2 5 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 2 4、議案第 5 2 号、平成 2 5 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 5 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 5、議案第 5 3 号、平成 2 5 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 2 5、議案第 5 3 号、平成 2 5 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 6 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第26、議案第54号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第26、議案第54号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第27 議案第55号 平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第27、議案第55号、平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第27、議案第55号、平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第28 神園公民館改修に関する要望書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第28、神園公民館改修に関する要望書を議題とします。本件につきましては議案審議の中で、委員会へ付託し審査する必要があるとのご意見がありました。

お諮りします。議題となっています神園公民館改修に関する要望書については総務常任委員会へ付託し閉会中も継続して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって日程第28、神園公民館改修に関する要望書については、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第29 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

○議長（松本佳久君） それでは日程第29、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第29、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書については原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第30 道州制導入に断固反対する意見書

○議長（松本佳久君） それでは、日程第30、道州制導入に断固反対する意見書を議題とし質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第30、道州制導入に断固反対する意見書については原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第31 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第31、議員派遣の件を議題とします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第119条の規定により、議案のとおり、議員を派遣をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第32 閉会中の継続審査申出書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第32、閉会中の継続審査申出書が議会運営委員会より提出されております。この閉会中の審査申出書は次期議会運営に関する事項を閉会中も継続して審査するものであります。よって、この申出書のとおり、継続審査としたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申し出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

本日、中竹耕一郎議員から動議が提出されました。議事手続きを要しますので暫時休憩といたします。議員各位は所用を済まされて、控え室にお集まりください。

暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時42分

再開 午後 0時13分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

ただいま、5番、田原龍太郎議員ほか1名から監査請求に関する決議が提出されました。監査請求に関する決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、監査請求に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第5号 監査請求に関する決議案について

○議長（松本佳久君） それでは、追加日程第1、発議第5号、監査請求に関する決議についてを議題とします。提出者の説明を求めます。5番、田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 発議第5号、平成25年9月20日 山江村議会議長 松本佳久様。提出者 山江村議会議員 田原龍太郎。賛成者 山江村議会議員 山本義隆。

監査要求に関する決議について上記の決議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び山江村議会議会規則第13条の規定により提出します。提出の理由 株式会社山江の経営について、過去の決算内容に疑義が生じておりその真相を調査し解明をする必要があるため。

2枚目をお願いします。

監査要求に関する決議 地方自治法第98条第2項の既定により次のとおり監査委員に対し監査を求めその結果の報告を請求するものとする。

記 1 監査を求める事項 株式会社やまへの経営状況について、平成21年度から平成24年度の決算内容の監査

2 報告期限 平成25年11月末日まで

理由 株式会社やまへの経営状況については山江村議会として株式会社やまへの経営支援に関する調査検討特別委員会を設置して調査検討を行い、平成25年6月の定例議会において最終報告を行ったところである。特別委員会については株式会社やまえから提出された経営に関する資料や決算書に基づき調査を行った。しかし、その後調査時に提出された当時の決算書の内容について疑義があるような説明が村政懇談会で行われ、当時の監査が適切でなかったような内容の発言があり、決算内容に対し村民の不信が募っている。このことから当時の決算書の内容について山江村監査委員の監査を要求するものである。

終わります。

○議長（松本佳久君） これで提出者の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ありませんか。2番、谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 2番、谷口ですけれども、ちょっと質問させていただきたいと思います。

今、理由のところをしてみますと私も一応監査のほうで温泉センターので監査はやらせてもらっています。その、何か適切でなかったというような内容ということがちょっとありますけれど、そこのところはわからないのでどういうことだったのかをお尋ねしたいと思います。

- 議長（松本佳久君） 5番、田原龍太郎議員。
- 5番（田原龍太郎君） 不適切な内容ということでありましたが、これについては村民の方から株式会社やまえに対して質問があったときに、懇談会において資本金がないということを出ていたことについての疑惑でございます。
- 2番（谷口予志之君） わかりました。
- 議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。
採決をします。この決議のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって追加日程第1、発議第5号、監査請求に関する決議については可決されました。
次に3番、中竹耕一郎議員ほか1名から山江村総合行政システム更新に関する調査についての決議が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって山江村総合行政システム更新の調査に関する決議案を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第2 発議第6号 山江村総合行政システム更新の調査に関する決議案

- 議長（松本佳久君） それでは、追加日程第2、発議第6号、山江村総合行政システム更新の調査に関する決議案を議題とします。提出者の説明を求めます。3番、中竹耕一郎議員。
- 3番（中竹耕一郎君） では、朗読で提案をさせていただきます。
発議第6号、山江村総合行政システム更新の調査に関する決議案。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第1項の規定及び山江村議会会議規則第13条の規定により提出します。平成25年9月20日。山江村議会議長松本佳久様。提出者議会議員中竹耕一郎。賛成者山江村議会議員秋丸安弘。

次のページをご覧ください。

山江村総合行政システム更新の調査に関する決議。地方自治法第100条第1項

の規定により次のとおり山江村総合行政システム更新事務に関する調査を行うものとする。

記。1 調査事項 山江村総合行政システム更新事務に関する事項。2 特別委員会の設置。本調査は地方自治法第110条及び委員会条例第4条の既定により議長をのぞく8人で構成をする。山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。3、調査権限、本議会は1に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第100条第1項の権限を山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会に委任する。4、調査期限、山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会は1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。5、調査経費、本調査に係る経費は予算の範囲内とする。

理由、このことについては平成25年6月14日地方自治法第112条及び山江村議会会議規則第13条の既定により設置をされた調査特別委員会で事務処理で不明な点があり、調査報告されたが結果についてなお不透明な事実があり再度明らかにする必要があるため調査をするものである。

以上、提案申し上げます。

○議長（松本佳久君） これで提出者の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ありませんか。7番、原先利且議員。

○7番（原先利且君） 7番議員、原先です。山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会報告書に基づいて質疑をいたします。第5回の特別委員会を開きまして調査した結果を4項目ほどまとめてあります。そしてその最後の4項目の最後のほうで契約事務についてということで、下から2番目、今後は法や条例に基づき契約事務が適正に処理されることを強く望みと記入してあります。ですから今後職員の方が法と条例に基づいて間違いのないようにやってもらえれば私はこの案はいいのではないかと思います。反対として。

○議長（松本佳久君） 提出者が答えますのでそこに座っててください。

それでは提出者はただいまの質疑に対して答弁席から答えてください。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） ではお答えいたします。原先議員は先ほど反対討論の中で、今後事務処理を適切にされればそれでいいんじゃないかというようなご意見ですが。確かにそれは当たり前のことでありまして、それ以前にやっぱりはっきりさせておくものはきちんとしておくことが大事だろうということでもあります。ですからあくまでも前回設けました調査委員会については調査の限度があるわけです。再度明らかになった事実を基にしてですね、調査をしたいということで今回の提案を発議したわけでもあります。

以上お答えします。

○議長（松本佳久君） 原先利且議員。

○7番（原先利且君） 特別委員会で調査した結果のですね。

○議長（松本佳久君） 原先議員、今は質疑の時間ですから、討論でしたら討論をこの後取りますけど。今は質疑です。

○7番（原先利且君） はい、分かりました。終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。4番、岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 発議第6号、山江村総合行政システム更新の調査に関する決議案ということで質問いたします。若干前議員とダブるところが多々あると思えますが。山江村総合システム更新に係る調査特別委員会でですね、先ほどもありましたが第1回委員会から第5回委員会まで調査検討しております。最終報告はこれで行くと何だったんでしょうかねという感じがいたします。せっかく特別委員会をつかって調査したのですから、また納得いくまでですね、最後まで調査してから最終報告は出すべきだったのではなかろうかということをお考えしております。そのことに関して質問いたします。

○議長（松本佳久君） それでは提出者は答弁席よりただいまの質疑に対する答弁をお願いします。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） では、お答えいたします。過去5回にわたって委員会を開催して参りました。まあ、5回といいますが1回目と最終回については報告書の検討と具体的事項の検討でございます。実質説明を受けたのは2回であります。その説明を求めて事実の確認があったわけでありまして、事実の確認は1回だけということではなかなかそれでは明らかにならなかったというふうに私は思っております。したがって、この委員会としましてはですね、できるだけ速やかに報告をするということで、当初みなさんで考えておりましたのでまず持って報告をして、そのあとわからなければまた再度調査ということで検討するというところで話し合ったと思います。そういうことで明らかになった事実、それから議会に対する答弁、それから契約事務もろもろのことについてですね、再度明らかにしなければならない、その必要があるということで提案したわけでありまして。

以上です。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） あとの討論のところでもたお聞きしたと思います。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

2番、谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） では、私は反対の討論をさせていただきたいと思います。さきほど岩山議員言われましたように特別委員会5回行っております。最終的には今議会で最終報告をしたわけありますけれども、何かまだまだ不透明な点があるというなことでございますので、私も岩山議員言われるように特別委員会の中ではつきりするまで委員会は引き延ばしてもらえばよかったですのではないかなど。何でもまたこういうかたちで再度そういう委員会を開いてつくらなきゃいけないかというなことでございます。それに現に9月5日から全部移行ができてまして動いている状況でございますので、今回は最終報告まで出ておりますので、そういうことをする必要はないと思いますので反対をさせていただきます。

○議長（松本佳久君） ほかに討論ありませんか。1番、西 孝恒議員。答弁席から御願います。

○1番（西 孝恒君） 反対討論が出て。

○議長（松本佳久君） 手が上がりましたのでいいと思います。どうぞ。

○1番（西 孝恒君） 失礼しました。私も反対が出てからというところで考えたものですから躊躇したところではございました。これまでの調査検討特別委員会の中でですね、充分調査されたところではですね、内容もわかったと思います。私はその現山江村総合行政システムの更新については現在のシステムにすることは妥当であると思うところであります。ですからこれについては反対の立場ということでございます。

○議長（松本佳久君） ほかに討論ありませんか。4番、岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 4番、岩山です。反対討論をいたします。山江村総合システム更新に係る調査特別委員会報告書が今議会に提出、番号報告第6号として山江村特別委員会委員長中竹耕一郎議員より提出されております。また今回追加議案のも同じく提出者山江村議会議員中竹耕一郎氏から提出されております。先ほど言いましたとおり、特別委員会の調査は5回の委員会を実施いたしております。報告の内容に触れさせていただきたいと思います。

調査の結果明らかになった事実、見積もりの経緯、業者の選定の経緯、平成25年3月議会一般質問の答弁、また事務処理における問題点、見積もりの経緯、業者選定の経緯ということで調査をしております。それとまた調査のまとめてといたしまして事務執行の時期、見積書の取り扱い、議会に対する答弁、契約事務の4項目の事務改善を求めてあります。私は特別委員会で十分調査した最終報告であると思

いますので、執行部で報告書の内容を検討され指摘された事務改善を速やかに実行してもらいたいと思いますので、私は設置に反対いたします。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに討論ありませんか。7番、原先利且議員。

○7番（原先利且君） 先ほど質疑の中で申しましたようにですね、十分に審議を協議をしましてまとめたわけでございます。ですから、果たしてもう一度この山江村総合行政システム更新の調査に関する決議案というのが必要でしょうかと私は思います。反対の意見です。

○議長（松本佳久君） ほかに討論ありませんか。5番、田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 5番議員、田原です。賛成のほうで討論させていただきま
す。先ほど、反対のほうで4名の方が十分説明があったと言っておられますけど、
やはり、本当の立場にこれを設置する場合ですね、請求・見積もりとかやられたと
きの当時の課長からは実際何も聞いておりませんので、そういうのも配慮してです
ね、私は賛成の立場でまだ十分に内容は把握されていないと考えております。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。この採決は起立により採決します。本案を可決することに賛成の
方は起立をお願いします。

（賛成者 起立）

○議長（松本佳久君） 次に、本案を可決することに反対の方は起立をお願いします。

（反対者 起立）

○議長（松本佳久君） 以上のとおり採決の結果、賛成4、反対4の同数です。したが
って地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決しま
す。

○議長（松本佳久君） 追加日程第2、山江村総合行政システム更新の調査に関する決
議については、議長は可決すると採決します。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員長、副委員長を決定す
る必要がありますので、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後0時38分

再開 午後0時43分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続きまして、再開いたします。

ただいま山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会の委員長、副委員長の互選がありましたので、報告をいたします。

委員長に中竹耕一郎議員、副委員長に秋丸安弘議員が就任されました。

-----○-----

○議長（松本佳久君） お諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要すものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（松本佳久君） これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

2020年の東京オリンピック開催が正式に決定しております。このことを皆さまとともに素直に喜びたいと思いますが、と同時に2011年3月11日東日本大震災からの復興が遅々として進まない現状には、私たちとしても苛立ちを隠すことができないところであります。被災地域の日も早い復旧復興を皆さまとともに改めて今ここで決意したいと思っております。なかでも福島原子力発電所の事故終息へ向けでは東京電力のみならず、日本国政府のなお一層の努力を強く望みたいと思っております。安倍総理大臣はオリンピック招致のスピーチで、福島原発事故からの汚染水問題について「The situation is under control」汚染水問題の状況はコントロールされていると世界に向かって公約されております。このことの実現も含め、日本国や山江村の更なる発展を願っているところです。憲法15条の第2項には「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と既定してあります。もちろん私たち議会議員も公務員であります。このことを遵守することを村民各位にお誓い申し上げたいと思っております。

これで、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、平成25年第4回山江村議会定例会をこれで

閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後0時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員